

決 算 特 別 委 員 会 (3 日 目)

1. 開会及び閉会 令和5年9月19日(火) 午前9時30分 開会
午後5時41分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	増田順弘
副委員長	西川善浩
委員	横井晶行
〃	柴田三乃
〃	杉本訓規
〃	奥本佳史
〃	松林謙司
〃	谷原一安

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議長	梨本洪珪
議員	吉村始
〃	川村優子
〃	藤井本浩

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	東錦也
教育長	椿本剛也
企画部長	高垣倫浩
総務部長	林本裕明
財務部長	米田匡勝
財政課長	内蔵清
税務課長	高松和弘
税務課主幹兼収納促進室長	油谷知之
市民生活部長	前村芳安
保険課長	増井朋子
環境課長	西川勝也
保健福祉部長	森井敏英

社会福祉課長	山岡邦啓
介護保険課長	田中美菜
地域包括支援課長	西川賢
地域包括支援課主幹	津本佳成
健康増進課長	松本育子
こども未来創造部長	中井智恵
こども未来課長	西川修
農林課長	吉田賢二
建設課長	西川好彦
教育部長	井上理恵
教育部理事兼生涯学習課長兼	
中央公民館長	葛本章子
学校教育課長	西川直孝
学校教育課主幹兼	
学校給食センター所長	吉村和則
上下水道部長	井邑陽一
水道課長	福森伸好
〃 補佐	西川基之
下水道課長	野地幸一郎
会計管理者	吉井忠

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板橋行則
書記	新澤明子
〃	神橋秀幸
〃	福原有美

7. 付議事件（付託議案の審査）

- 認第1号 令和4年度葛城市一般会計決算の認定について
- 認第2号 令和4年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 認第7号 令和4年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 認第5号 令和4年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 認第3号 令和4年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 認第6号 令和4年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 認第4号 令和4年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 認第8号 令和4年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 認第9号 令和4年度葛城市下水道事業会計決算の認定について

開 会 午前9時30分

増田委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。土、日、月とイベントなり、敬老の会並びに市民体育祭等を挟みまして、ちょっと気分を変えて、本日また決算審議に入るわけでございますけれども、今日は一応今日で最終日となりますように、ご協力よろしくお願いを申し上げておきたいと思っております。

委員外議員のご紹介をいたします。川村議員。

それでは、開会の前に、金曜日に答弁漏れ等ございましたので、発言の申出がございましたので許可をいたします。

林本部長。

林本総務部長 皆さん、おはようございます。総務部の林本です。よろしくお願いをいたします。

先週9月15日の金曜日の質問に対するちょっと再答弁のほうをお願いしたいと思います。ページ数が164ページ、(5)出資による権利というところでございます。大丈夫でしょうか。こちらの出資金につきましては、社会福祉協議会において、第1号基本金として設立並びに施設の創設など、事業開始に当たって財源として受け入れた寄附金として計上され、社会福祉協議会の定款には基本財産として記載されております。ゆえに、たとえ市が100%の出資者であっても社会福祉法人側では寄附金としての取扱いとなり、例えば、民間企業で言うところのいわゆる子会社という関係には当たりません。あくまでも社会福祉法人の経営組織は、業務執行の決定機関であります理事会、法人運営に係る重要事項の議決機関である評議員会、そして理事の職務執行の監査を行う監事で運営されております。

以上でございます。

増田委員長 続きまして、吉田農林課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。よろしくお願ひします。

先日の本委員会で5款農林商工費において、団体営土地改良事業のため池劣化状況調査業務委託、成果報告書の51ページでございます。これの内容について杉本委員よりご質問いただきましたが、答弁不足のところがございますので、改めて説明させていただきます。

まず、この調査の目的から説明させていただきますと、この調査は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法第4条により、奈良県知事が指定したため池の防災重点ため池を専門技術者が、ため池の堤体、洪水吐、取水放流設備等を対象に、漏水、変形等の変状を把握し、劣化による農業用ため池の決壊の危険性を評価し、防災工事の必要性について判断することを目的としています。業務の内容といたしましては、堤体変形調査、堤体等漏水調査、洪水吐の変状調査、取水放流設備の変状調査、貯水池斜面及び地山法面の変状調査等の調査結果を基に、劣化状況を評価した総括表の作成及び業務の点検取りまとめを農林水産省の調査様式に基づいて実施しております。また、評価するに当たり、各ため池で断面の測量なども実施しております。これらの調査により、今回調査を実施したため池については、20か所全てが調査地点では防災工事の必要はないとの判断でございました。ただ

し、全ての池に対して言えることですが、現段階ですぐに防災工事が不要とするだけで、ため池管理者が随時行う日常管理の中で、目視点検を行う必要との総評となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

増田委員長 吉井会計管理者。

吉井会計管理者 皆さん、おはようございます。会計課の吉井でございます。

私のほうからは、決算書165ページの物品について質問されましたことに対して、補足といたしまして回答させていただきます。

物品についての基準はということで、100万円を基準としているということでお答えさせていただいたんですけども、この100万円というのが、新たに令和4年度に増えたものについては100万円を基準としているということで、答弁のほうを訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

増田委員長 教育委員会、葛本理事。

葛本教育部理事兼生涯学習課長兼中央公民館長 おはようございます。生涯学習課の葛本でございます。よろしくお願いいたします。

金曜日、谷原委員からお問いをいただきました。指定管理をお願いしている57の地域分館の中で、最も高額な委託料は幾らかというお問い合わせでございました。一番高額のものにつきましては、令和4年度では44万3,440円、こちらが最も高額の委託料でございます。

以上です。

増田委員長 よろしいですか。

谷原委員。

谷原委員 物品の財産の基準についてですけれども、令和4年度以降は100万円のものを載せているということで、実はそれをお伺いしたので、これ見ると、とても100万円しないじゃないかというものがたくさん載っているんですね。その理由についてお聞かせ願いたいんです。100万円以上というのは分かるんですけど、どうもこれ100万円以下のものがたくさん載っている、そのことについてのちょっと説明をお願いできませんでしょうか。

増田委員長 吉井会計管理者。

吉井会計管理者 ただいまの質問のお答えをさせていただきます。

先ほど100万円というのが令和4年度以降ということでしたが、それまでは、金額的には20万円以上のものを載せておりました、今委員おっしゃられたように、100万円ではないというところの理由はその金額によります。

増田委員長 よろしいですか。それでは、頭からね。

発言される場合は必ず挙手をお願い申し上げます。また、マイクを近づけてご発言されるようお願いを申し上げます。マスクの着用につきましては、個人の意思に委ねられております。また、タブレット等の情報通信機器の使用は認めておりますので、ご承知おきを願います。

委員会の進行につきましては、適宜休憩を取りながら、理事者側の出席職員につきましてもあまり人数が多くならないように順次入替えを行いながら進めてまいりたいと思っております。

で、委員各位にもご協力よろしくお願ひ申し上げます。また、発言につきましては、簡単明瞭にしていただき、会議時間の短縮にご協力をよろしくお願ひ申し上げます。理事者側におかれましても、答弁は必ず挙手をいただき、委員長が指名をいたしました後に、質問者が替わるごとに、初めに所属、役職名、氏名を言っていただき、簡単明瞭に的確なご答弁をお願ひ申し上げます。また、決算の年度につきましては、令和4年度決算または令和3年度決算と、具体的な年度で説明を願ひます。なお、答弁者につきましては、原則として部長または課長担当でお願ひ申し上げます。

それでは、議案の審査に移ります。

一般会計歳入について説明を求めます。

吉井会計管理者。

吉井会計管理者 会計管理者の吉井でございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、歳入歳出決算事項別明細書の歳入の説明を申し上げます。

決算書12ページをお願ひいたしたいと思ひます。説明につきましては、左から款、項、目、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、備考欄となっております。

それでは、1款の市税につきまして、全体では43億3,026万2,643円の収入でございます。

1項1目個人につきましては16億7,982万9,063円で、2目法人につきましては2億4,199万7,145円の収入でございます。

2項1目固定資産税につきましては、現年課税分、滞納繰越分合わせまして19億5,524万2,287円の収入で、2目国有資産等所在市町村交付金につきましては、236万900円の収入でございます。

3項軽自動車税、1目環境性能割につきましては515万9,300円の収入で、2目種別割につきましては、現年課税分、滞納繰越分合わせまして1億1,387万892円の収入でございます。

13ページをお願ひいたします。4項1目市たばこ税につきましては、3億3,180万3,056円の収入でございます。

2款地方譲与税につきましては、全体で1億936万4,000円の収入でございます。

1項1目地方揮発油譲与税につきましては2,551万7,000円、2項1目自動車重量譲与税につきましては7,637万9,000円の収入でございます。

3項1目森林環境譲与税につきましては、746万8,000円の収入でございます。

3款利子割交付金につきましては、216万7,000円。

4款配当割交付金につきましては、4,609万9,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、3,239万円の収入でございます。

14ページをお願ひいたします。6款法人事業税交付金につきましては、5,012万2,000円の収入でございます。

7款地方消費税交付金では7億9,899万9,000円、8款環境性能割交付金では1,525万7,000円、9款地方特例交付金では、全体といたしまして7,178万4,000円の収入でございます。

1項1目地方特例交付金では、6,821万6,000円。

次に、15ページに移っていただきまして、2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税

減収補填特別交付金では、356万8,000円の収入でございます。

10款地方交付税につきましては、51億7,228万3,000円。

11款交通安全対策特別交付金につきましては、333万8,000円。

12款分担金及び負担金では、全体といたしまして1億2,687万9,215円の収入でございます。

1項1目農林商工費分担金では、170万円の収入でございます。

16ページをお願いいたします。2目災害復旧費分担金につきましては9万6,197円、3目消防費分担金につきましては467万4,808円の収入でございます。

2項1目民生費負担金につきましては、保育所保育料を主なものとして、1億2,040万8,210円の収入でございます。

13款使用料及び手数料でございます。全体といたしまして、1億7,618万5,541円の収入でございます。

1項1目総務使用料におきましては、1,132万6,566円、2目民生使用料では122万2,800円、3目衛生使用料では780万5,000円、4目農林商工使用料では、261万1,820円の収入でございます。

17ページをお願いいたします。5目土木使用料では、道路占用料を主なものとして、7,488万7,310円、6目教育使用料では1,118万5,975円。

2項1目総務手数料では、1,150万6,350円の収入でございます。

2目民生手数料の収入はございませんでした。

18ページをお願いいたします。3目衛生手数料では、廃棄物等処理手数料を主なものとして、5,507万8,120円、4目農林商工手数料では1万1,600円、5目土木手数料におきましては、55万円の収入でございます。

14款国庫支出金でございます。全体といたしまして、33億874万6,188円の収入でございます。

1項1目民生費国庫負担金では、児童手当負担金などを主なものとし、14億5,302万1,436円の収入でございます。

19ページに移っていただきまして、2目衛生費国庫負担金では、9,070万2,590円の収入、3目災害復旧費国庫負担金の収入はございませんでした。

2項1目総務費国庫補助金では、地方創生臨時交付金を主なものとして、4億7,856万3,000円の収入でございます。

2目民生費国庫補助金では、子どものための教育・保育給付交付金を主なものとして、7億6,630万2,231円の収入でございます。

21ページをお願いいたします。3目衛生費国庫補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を主なものとして、1億2,078万1,000円の収入でございます。

4目土木費国庫補助金では、社会資本道路改良交付金事業補助金などを主なものとして、2億8,719万5,615円の収入でございます。

22ページをお願いいたします。5目消防費国庫補助金では166万7,397円、6目教育費国庫補助金では1億64万9,955円の収入でございます。

23ページをお願いいたします。3項国庫委託金の1目総務費委託金では33万円、2目民生費委託金では953万2,964円の収入でございます。

15款県支出金でございます。全体といたしまして、10億9,460万9,165円の収入でございます。

1項1目民生費県負担金では、障害者自立支援給付費負担金を主なものとして、6億2,601万1,011円の収入でございます。

次に、24ページをお願いいたします。2項1目総務費県補助金では、131万4,000円の収入でございます。

2目民生費県補助金では、施設型給付費等交付金を主なものとして、2億7,810万6,424円の収入でございます。

下ページに移っていただきまして、3目衛生費県補助金では1,459万円、4目農林商工費県補助金では6,080万7,865円の収入でございます。

5目土木費県補助金では503万6,000円、26ページに移っていただきまして、6目消防費県補助金では58万8,750円、7目教育費県補助金では1,531万7,977円、8目災害復旧費県補助金では300万6,903円の収入でございます。

3項1目総務費県委託金におきましては、県民税徴収取扱委託金を主なものとして、8,974万3,835円の収入でございます。

ページ移っていただきまして、2目民生費県委託金では、8万6,400円の収入でございます。

次に、16款財産収入におきましては、2,455万8,039円の収入でございます。

1項1目財産貸付収入におきましては、148万8,312円の収入でございます。

2目利子及び配当金では、125万7,833円の収入でございます。

2項1目物品売払収入では、1,982万6,294円の収入でございます。

28ページをお願いいたします。2目不動産売払収入におきましては、198万5,600円の収入でございます。

次に、17款寄附金でございます。全体といたしまして、8,421万7,815円の収入でございます。

1項1目一般寄附金では400万円、2目ふるさと応援寄附金では8,006万円、3目土木費寄附金では5万7,815円、4目農林商工費寄附金では10万円の収入でございます。

次に、18款繰入金でございます。全体といたしまして、5,295万2,654円の収入でございます。

1項1目財政調整基金繰入金、3目緑花基金繰入金、4目公営住宅基金繰入金の収入はございませんでした。

2目国営十津川紀の川二期事業費償還基金繰入金では3,480万7,000円、5目教育基金繰入金では49万7,354円、6目体力づくりセンター整備基金繰入金では1,764万8,300円の収入でございます。

次に、19款繰越金につきましては、7億6,437万6,370円の収入でございます。

次に、20款諸収入では、全体といたしまして、3億2,110万2,463円の収入でございます。

1項1目延滞金におきましては、889万3,022円の収入でございます。

2項1目預金利子におきましては、4万8,962円。

30ページをお願いいたします。3項1目滞納処分費の収入はございませんでした。

2目弁償金では、2,960円の収入でございます。

3目雑入につきましては、県広域消防組合決算剰余金返還金を主なものとして、3億160万5,778円の収入でございます。

次に、ページ飛びます。32ページをお願いいたします。4目過年度収入では、1,055万1,741円の収入でございます。

次に、21款市債では、全体といたしまして、10億6,270万円の収入でございます。

1項1目総務債では1億3,140万円、2目民生債では1,090万円、3目衛生債では1,700万円。

33ページをお願いいたします。4目農林商工債では2,010万円、5目土木債では3億4,550万円の収入でございます。

34ページをお願いいたします。6目消防債の収入はございませんでした。

7目教育債では、3億4,990万円の収入でございます。

8目災害復旧事業債での収入はございませんでした。

9目臨時財政対策債では、1億6,280万円の収入でございます。

10目減収補填債では、2,510万円の収入でございます。

35ページをお願いいたします。22款自動車取得税交付金では、56万230円の収入でございます。

収入合計といたしまして、予算額189億6,181万6,085円、収入済額176億4,895万3,323円、不納欠損額910万458円、収入未済額10億4,168万5,158円でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いましたが、歳入に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしく申し上げます。

それでは、12ページになります。1款1項1目市民税の現年課税分の収入未済額についてお伺いいたします。ここに収入未済額とありますけれども、これは執行猶予されたものもあると思います。これについて、1,585万5,966円の中で執行猶予した件数及びその理由についてお伺いいたします。

併せて、不納欠損に関わる箇所ですけれども、滞納繰越分ということで備考欄にありますけれども、不納欠損額の中の滞納繰越分の不納欠損金額が316万1,190円となっております。この不納欠損件数、幾らの件数があるのか、及びその不納欠損の理由についてお伺いをいたします。

少しページ数は飛ぶんですけども、関連することになりますので、29ページです。29ページの20款1項1目ですが、その備考欄の所に市税滞納延滞金889万3,022円とございます。この延滞金納入者の人数、何人の方が延滞金の納入をされたのかということについてお伺いいたします。

増田委員長 油谷収納促進室長。

油谷税務課主幹兼収納促進室長 おはようございます。税務課収納促進室の油谷です。よろしく願いします。

ただいまの質問についてですが、市民税の現年未済額の猶予の件数と理由等について、まずですが、こちらのほう、市民税の猶予の申請等はありませんでしたが、滞納分やほかの税金を含めた分納相談、申請のほうがありました。そちらのほうなんですけども、分納誓約の件数なんですけど、令和4年度市県民税、国民健康保険税の合計の延べ件数が405件となっております。こちらのほう、金額のほうの合計は出していないんですが、未済額については以上です。

それとあと、不納欠損の件数と理由ということですが、この滞納繰越分の不納欠損の金額、市税全体の不納欠損の件数は延べ283人、金額にいたしまして720万9,458円となっております。件数にしてそれぞれの期別の不納欠損した合計の件数は681件となっております。不納欠損の理由ですが、不納欠損の理由は、地方税法第15条の7第4項に滞納処分の執行を停止した場合において、その停止が3年経過したことにより納付し、又は納入する義務が消滅した税で、内容については、死亡によるもの、相続放棄と、あと財産がない場合、生活保護、所在不明等になります。それとあと、地方税法第15条の7第5項には、滞納処分の執行を停止した場合において、納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させた税で、破産であるとか倒産に当たる部分があります。それと、地方税法第18条によります徴収権を5年間行使しなかったことにより消滅した税で、内容は、死亡による相続人が調査の結果なかった場合、財産がない場合、生活保護や所在不明等によるもので、催告等に反応がなく、滞納処分するのに適当な財産もなく、執行停止まではできていない場合などが当たります。こちらのほうの件数につきましては、個人の市民税が、地方税法第15条の7第4項に当たるものが20人で150万7,252円、地方税法第18条によるものが84人で165万3,959円、合計で104人で316万1,190円。法人市民税につきましては、地方税法第18条によるものが5人で7万3,350円。固定資産税につきましては、地方税法第15条の7第4項によるものが5人で89万5,349円、地方税法第18条によるものが309人で256万5,260円、合計で114人で、346万609円となっております。軽自動車税については、地方税法第15条の7第4項の分が4人で12万700円、地方税法第18条によるものが56人で39万3,609円、合計で60人で51万4,309円となっております。こちらのほう、地方税法第15条の7第5項に関する部分は、令和4年度ではありませんでした。一般会計の合計で、地方税法第15条の7第4項のものが29人で252万3,280円、地方税法第18条によるものが254人で468万6,178円となっております。

次、延滞金につきまして、こちらのほうはあくまで市税の分です。市税に係る延滞金の納入者数は全部で534人、件数は822件、延滞金収入額は889万3,022円となっております。延滞

金については以上です。よろしくお願いします。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 最初の徴収猶予につきましては申請はなかったということで、納付相談という形で、分納しながら支払っていただくという対応でやられたということですね。この申請なしというのは、これは相談の中で相手方の状況を知った上で、先ほどありました徴収猶予とか、あるいは不納欠損の中でも相手の財産がない場合については、あるいは猶予については、例えば病気で入院しているとか、そしてその間の収入が途絶えているとか、そういう状況が法律の中にも書いてあるわけですけれども、例えば相談の中で、やっぱりそういう状況をつかんで、申請を勧めるということはされているのかどうか、このことについてお伺いします。不納欠損についても同様ですけどね。

それから次に、延滞金についてですけれども、延滞金についてもこれは分納制と同じように、徴収したものについて、滞ったものについて延滞金を払うことになるんですが、この利率は、延滞金についての利率、例えば1万円、市税を滞納したと。それにかかってくる延滞金の利率というものはどのようなものか、これについて2つ目にお伺いします。

増田委員長 油谷室長。

油谷税務課主幹兼収納促進室長 税務課収納促進室の油谷です。

ただいまの質問内容ですけども、徴収猶予の相談ということで、納税相談のほう、来られましたら、相談をお受けするんですけども、納税猶予の事情によって納期限までに納付できない場合などは、収入と財産について調書とともに徴収猶予の申請をしていただくことになります。こちらのほう、収入と財産に基づいて相談をお受けして、これが徴収猶予になった場合につきましては、猶予期間中の延滞金の全部または一部が免除されて、徴収猶予された場合は、新たな財産の差押えや換価などの滞納処分が猶予されます。また、既に差押えを受けている場合は、財産がある場合は差押えが免除される場合があります。こちらについては、納期限が1年間の期間を限ってその徴収を猶予するというふうなところもございまして、こちらのほう、納税相談の中で分納になるところが多いです。

次に、延滞金につきましてはの利率等です。納期限を経過して未納の場合、延滞金が課されることになるんですけども、令和4年度中は、納期、ちょっと毎年こちらのほうの利率は変わってきます。令和4年中は、納期限から1か月を経過する日まで年2.4%の割合、納期限から1か月を経過して以降は年8.7%の割合で加算しまして、延滞金が1,000円未満の場合は全額が切り捨てられ、かからないんですけども、1,000円以上の延滞金として計算された場合は、100円未満が切り捨てられます。こちらのほうの延滞金は、各期別の金額を1,000円を超えた場合に徴収するというふうな形になっております。よろしくお願いします。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 意見だけ申し上げておきます。これは今後も発生する事例だろうと思って、ちょっとお聞き願えたらと思うんですが、私が相談を受けた方の中に、精神的な疾患で仕事を休職せざるを得ず、母子家庭であったために収入を失うと。入院をされた。その間に、結局、催告状とか来るわけですけれども、ちゃんとそれが把握できない中で、結局申請相談もうまくいかず、

納期限をまた越えてしまったときにまた病気するということを繰り返されて、延滞金が異常に膨らんでいくと。つまり、納税するべき税金よりも延滞金が膨らんでいくというふうなことが起こると。起きた方がいらっしゃるんですね。今後、今の社会状況の中で精神疾患の方もそうですし、長期のひきこもりの方もおられます。8050問題とかも出てきております。そのときになかなかそういう相談そのもの、催告状があったとしても申請に及ばず、こうした延滞金が発生していくと。実際には財産の問題、その他の問題でしっかりと調査して払えたらいいんですけども、そうでない場合も出てくる。これについては、納付相談、つまり催告状があったときに、納付相談があった段階でちゃんと丁寧に対応していただきたいということもありますし、あまりにも催告しても、先ほどありました5年たっても全く音信がないということは、これははっきりしているわけですが、後から気づいたときにもう遅かったというふうなことがあったりすると、延滞金だけが非常に大きなものが残されるということになって、非常に市民との関係においても、やはりトラブルというか、市民が納得できないということになってきますので、今後、納税における支払えないという場合の納付相談におきましては、法律上の、先ほど言いました病気休職による職を失った事例とか、そういうところら辺は丁寧に聞き取っていただいて、必要な申請をされるように指導していただけたらと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。関連。

杉本委員。

杉本委員 おはようございます。よろしくお願いします。

僕もちょっとここ誰か聞かはんのかなと思っていろいろ注目をしたんですけども、この不納欠損のほうなんですけども、市民税のところに関しては毎年これぐらいの金額が出てくるんです。今のお答えで聞いていて、これまたまなんかどうなんかということなんです。大体これぐらいの金額で推移していると思います。これが葛城市の規模でいうと、この不納欠損額というのは、多いほうなのか少ないほうなのかというのをお聞きしたいんですよ。致し方ない理由があるのは分かるんですけども、ちょっとその辺のスコアがどんなもんなんかお聞きしたいです。

あと、軽自動車税に関しての不納欠損に関して、これは、自動車税は2年、車検のときに払っていなかったら車検を受けられないですよ。ということは、車がない方の自動車税がこっち、あと単車も入っているのかな、これは。その辺のちょっと内訳というか、2年に1回のことなので、これもそこまで差がないというか、毎年これぐらいの不納欠損が出ているという、そこがちょっと気になる場所なので、ちょっとお答えをお願いします。

増田委員長 高松課長。

高松税務課長 税務課、高松です。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの杉本委員のまず1点目の不納欠損についてでございます。一応去年と比べると、

委員おっしゃるとおり、そんなに大差ない金額やということは把握しております。ただ、年度遡って僕もちょっと見させてもらったら、やっぱり年によって多い年、少ない年あるようでございます。ちょっと不納欠損の処理自体、私もちょっと4月に異動になってからなので、詳しくはちょっと室長のほうに確認させてもらいたいと思うんですけども、先ほど説明させていただいた根拠法令に基づいて、適切に処理はされているものと思われま。

軽自動車税のほうなんですけれども、2点目の、委員おっしゃるとおり、原付とか二輪のもあるので、車検が関係ない部分もあると思います。ほんで、おっしゃるように、軽四、車検関係するものもあるように聞いています。ただ、当然その辺、届出していただかないと、こちらはその課税を落とすとかというところができないので、その辺は当然周知とかするんですけども、中にはやっぱり公示送達、やっぱり居所不明とかという方もおられます。その辺も、現実には届出していただかないとちょっとどうしても処理できない分について、毎年その分が不納欠損処理になっていくというような場合も考えられますので、令和4年度についてはこのような金額になっているということでございます。よろしくお願ひします。

増田委員長 油谷室長。

油谷税務課主幹兼収納促進室長 税務課収納促進室の油谷です。

不納欠損の金額と市の規模、人口規模というふうなところなんですけども、一概に規模によって比例するものとかいうものでもない、他市の状況を見ましたら、そういうことでもないようですので、調査等をして、他市ではもっと調査して、ほんまに不要なものを精査されていることまもございませうので、葛城市についても、滞納分の調査のほうももうちょっとやっいていこうというふうなところまもございませう。よろしくお願ひします。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 去年と比べたらたまたま同じぐらいで、ちょっと異動はあるという話なんですけど、難しいとは思んですけど、今おっしゃったみたいに、他市ではちょっといろんな調査入れて、もう改善しようまもされているところがあるまも聞きしているんです。やられていないというわけじゃないし、難しい問題とはすごく分かるんですけども、この軽自動車税に關しても同じくなんですけども、ほったらかしの方まも結構おられるまも思うんです。ちょっとその辺の調査というかしっかりやっいて、年度によって違うのは何でかいうたら、努力によって変わるんかなというのをちょっとお聞きしたかったんですけど、あんまりここでは強く言わんまもきますけども、できるだけ、やられているまも思うんですけども、ちょっと他市の事例とかいろいろやっいてはるところ多いみたいなので、ちょっと参考にしっいて、多いより少ないほうがいいまも思うので、ちょっとそれだけお願ひして来年に向けてちょっと頑張っいていただきたいまも思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませうか。

奥本委員。

奥本委員 よろしくお願ひします。

私も不納欠損に關連になります。まもまも不納欠損って債権放棄したことですよ

ね。もう回収の見込み立たないので、この債権は諦めますということで、これについては、令和3年度より大幅に改善しているの、ここは私評価するんです。ただ、これはもう諦めたお金なんです。だから、これが多いから少ないからというところはちょっとそこだけ判断してはよくないかなと思うんです。

まず、1つ確認したいのが、不納欠損に至るまでにアクションを起こされていると思います。その回収のためのアクション。どういったアクションを起こされているかというのをちょっと具体的に教えてください。それがまず1点ですね。それから、その不納欠損のところ、ページ数で言うと16ページ、これは、2項負担金の民生費負担金の中で、児童福祉費負担金のところで不納欠損が189万円出ているんです。この中身、保育料とかありますけども、ちょっとこれの、なぜここに至っているかという理由をお願いいたします。まず、この2件だけお願いします。

増田委員長 油谷室長。

油谷税務課主幹兼収納促進室長 税務課収納促進室の油谷です。よろしくお願いします。

先ほどの奥本委員の質問ですけども、不納欠損に至るまでのアクションというふうなところですけども、こちらのほう、所在が不明で滞納処分停止となる方や、財産がない、収入がない等の理由で不納欠損になるケースについてなんですけども、所在不明の方につきましては、今、個人番号制度が始まりまして、照会等はしやすくなっているんですけども、まず、住所を置いておられる市町村を特定して、他市に転出されている場合につきましては、その方の収入の状況や財産の状況を照会して、所在不明者の調査をしております。ほかに、滞納金額がかさんで、財産があるかどうかなんですけども、こちらについては銀行や金融機関等の財産を調査しまして、差押えができる方であるのか、そうか、資産のほうが全くなくて、滞納処分を停止したほうがいい人かというふうなところをなるべく調査いたしまして、こちらのほう、そのまま滞納処分のほうを続けていくのか、滞納処分の執行を停止するのかの判断をして、こちらのほう、徴収のほうの事務を進めていきたいと思っております。よろしくお願いします。

増田委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いします。

今、2つ目にご質問いただきました民生費負担金の不納欠損の内容でございます。中身につきましては、保育所保育料に係る不納欠損でございます。保育料の未納者のうち、地方自治法の第236条第1項の規定に基づき、主な理由ではありますが、転出後の居所不明等により連絡が取れなくなったもの等を含め、5年の時効を迎えた保護者に対し、令和4年度中に不納欠損を行いました。不納欠損の対象となった人数でございますが、18名、不納欠損額は、出ております189万1,000円でございます。

不納欠損に至った理由をお聞きいただいていたかと思えます。保育料の滞納が、最近ですが増加傾向にございます。その理由といたしましては、保護者の責任感、規範意識の問題もございますし、入所児童、きょうだい等が増加したため、それに伴い保育料が増えた。また、現金徴収から昨今は口座振替等にも変わっておりますので、保育料支払義務の意識の薄れや、

保育料決定時以降ではございますけども、失業、離婚等による収入減、その他複数の要因が考えられると思っております。不納欠損に至ったことにつきましては、滞納の世帯との接触の機会をなかなか設けることができなかつた等が考えられると思っております。引き続き、現在ではございますが、保育所から直接呼びかけ等により、保護者の方と接触する機会を設けたり、その世帯の状況をお聞きしながら分納誓約などの方法も取り入れておりますが、中には接触できなかった滞納世帯もあり、結果、不納欠損に至ったと考えております。

以上です。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 まず、最初のほう、どういうアクションを起こしているかというところで、所在不明者、転出された方が主だということで、そこは住所を特定してから、その転出先のほうで照会する。その次が、それを継続して請求していくかというところの判断だということですよ。これ、今転出だけおっしゃいましたけども、先ほど谷原委員の説明のときに、死亡、その他資産がないとかいうところはあると思うんですけど、それはもう債権がもう回収できないという判断ですけども、この判断に至るのが、先ほど条例言われましたけど、法律では3段階、3つあるんですよ。だから、まず地方税法第15条の7第5項でいくと、もう債権の即時消滅、もう全くこの回収ができないというのが明らかなき、即時消滅すると。地方税法第15条の7第4項は、これは3年間継続されます。3年間は追跡できるんですよ。さらにこの地方税法第18条第1項の場合は、これは5年間、だからこの3年と5年の間にどれだけアクションを起こせるかというところなんです。本来やっぱりこの債権の回収というところは、今おっしゃっているように、事情としては転出者が多いかもしれませんが、調べるだけじゃなくて、段階としては督促する、これはもうやっぺらっぺらと思えます。分かった場合ね。でもその次、これはもう、法的には決められていませんが、大概民間の場合やったら、訴訟の提起をやるんですよ。その次に強制執行。この段階を踏んでそれでも駄目な場合は、もうこれ債権として回収できないなという判断に至るところなんです。だから、ここがちょっと今されていないんです。ところが、それをやろうとすると、今現状の葛城市の場合は、やっぱり人員も含めて担当部署の負担が非常に大きいと。

それと、もう一つはこの不納欠損というのは、要するに回収できなかったお金、今期でこれだけ確定しましたよということなんですけども、実は一番重要なのは収入未済額なんです。事情によってこれが全て不納欠損になるわけじゃないんですけども、不納欠損予備軍なんです。ここに対してのアクションを重ねていったら不納欠損が少なくなる。だから年度によって違うのはそこやと思うんです。そしたら、その収入未済額をできるだけ不納欠損化しないためにどうするかというところが、やっぱりまず重要になると思うんですよ。そういうところにどうしたらいいかというのは、これ実は方法があるんですよ。

まず、これ各課で散らばっている、今の場合は税務課がメインになっていらっしゃるんですけども、いろんな例えば子育ての今もありましたけども、課によって情報がやっぱり分散している。それを一元管理する必要がやっぱりある。要するに名寄せみたいなもんですわ。特定の個人に対して、こんだけのそれぞれの未収額があって、それは不納欠損のおそれがあ

るという情報をまず一元化しないとイケない。ところが、それやるには個人情報保護法が壁になるんですよ。要するにそこが壁になって、各課の情報共有ができづらい、これ今の行政の非常に一番の問題なんですけども。それに対してどうするかというところが、債権管理条例の制定というのがあるんです、方法として。これ、実は檀原市、6月に制定されています。債権管理条例を制定すると、個人情報保護の例外規定として、滞納債権の管理を一元化できるんです。まず、そういう仕組みづくりが1つ。

それと、その債権管理条例をつくってから、専門部署の設置、これはもう債権回収に関しては、法的知識、回収業務というところの専門知識要りますので、そののところをやっぱり知識を持った方をそこにあてがう。それが専門部署の設置、人員の配置ですね。それでも駄目な場合、外部委託の検討ですわ。これが、弁護士と連携するのか、民間サービスらと連携するのか、そこまでして初めてこの不納欠損が減っていくわけなんです。だから、不納欠損の金額だけを私言っているんじゃないくて、要はそこに至るまでのアクションというか、道筋をやっぱり組み立てるときに来ているんじゃないかというところは、まずはそこに対してどう思われるかだけ確認をお願いします。

それと、今2点目の保育料のところ、滞納されている方というか、転居されて居所不明になっている方が18名ということですけども、これもそういう情報をいち早くやっぱり共有できたら、もう少し何とかなつたんじゃないかと。今の時代、高齢者じゃなくて、若い方で居所不明というのが、なぜここまで18名も増えるのかなというのはちょっと疑問なんですけども、やはりその辺、ふだんから子どもたちの情報、そのご家族の情報というのを把握していれば、ある程度これ追跡可能かなというところなので、その辺りの仕組みづくりも必要かなと思いますので。この18名についてあともう一つ、今後これ、不納欠損になっていますけども、収入未済額のところも結構ありますよね。その辺りはある程度把握されているのかどうか、併せてお願いします。

増田委員長 高松課長。

高松税務課長 税務課、高松です。

まず、1点目の奥本委員の債権回収についてのご提案でございます。先ほどの杉本委員からのお話にあったように、近隣他市の状況等、確認させてもらいながら、今後研究していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

増田委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、今、収入未済額の内容、どれぐらい把握しているのかということのお問ひであったかと思ひますけども、現在ございますのは、ここに掲載されております953万2,410円のうち、保育料に係る分は895万9,160円。人数にいたしますと40人分でございます。先ほどご指摘もいただきましたけども、滞納対策といたしまして、まず、我々が努力しておりますのは、初期段階の催告を行っております。今もそうなんですけども、今後とも保護者の方々には、応分の負担をしていただくことの必要性については十分説明しながら、何せ早期の保護者との接触が重要というふうに考えておりますので、卒園後、転出されることもございますので、

その年度中に保護者の方とはお話を聞きながら、未収金の回収に努めたいと思います。

以上です。

増田委員長 さっきの債権回収チームのことについては全般にわたることなので、どうですか、市長。この件に関しては、私も以前にご提案させていただいた経緯があるんですけども、研究してくださいね。

東副市長。

東 副市長 東でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの件でございますけれども、チームでありますとかという部分ですけれども、税務課のほうには県から職員も来てもらっております。そういった関係で、その方たちともお話をしながら、またチームを組んで、今後検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 もう債権回収ってこれ、かなりノウハウ要る業務なんですよ。やっぱり異動で新たにいられた方って、まずそこから学ばないといけない。ところがそうなってくると、学んでいる間に本来の業務が滞ってしまうという問題がありますので、ここだけはちょっと別の考え方で、本当にもういろんな自治体がやっぱり苦労されているところなので、やっぱりそういう、私は債権管理条例の制定をまたそこまで持って行っていただけたらと思いますので、検討をよろしくお願いいたします。

それから、保育料のところですけども、何が心配か、今現状で40の方がその未済額のところの対応、入っていらっしゃるということですけども、これが実は若い年代でそれが、これももう払わんで済んだとなってくると、その後々また絶対続くんですよ。住民税であるとか、小学校、中学校やったら給食費であるとかいろんなところに多分その予備軍の方が、ずーっとそのままのまま、いろんなやっぱり対象者となっていく可能性があるんで、できるだけ早いうちに、この辺はやっぱりその辺の受益者として負担は必ずやらしてもらわんとあかんというところだけは徹底してやっておいたら、先々でこれ減っていくんじゃないかと思いますので、その辺り連携が多分一番重要な、情報収集も含め、その辺りまたくれぐれもよろしくお願いいたします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

柴田委員 よろしくお願ひします。

17ページの13款1項5目2節の住宅使用料で、市営住宅の使用料だと思うんですけど、私も収入未済額についてちょっと質問したいと思います。27万4,320円の収入未済額があって、これは滞納だと思うんですけども、何件の滞納があるのかということと、先ほどから徴収方法とかも出ているんですけども、もともと市営住宅に入られる方というのは、低所得でプラスいろいろ生活上困難なことを抱えていらっしゃる方が多いと思うので、通常の徴収方法ではなく何か特別なことをされているのかなということで、それをお聞きしたいです。

それと、葛城市営住宅条例の中に3か月滞納した場合は退去のようなこと書いてあった

と思うんですが、個々に契約されているんでしょうか。されているとしたら、滞納したときの条件というのはあるのか教えてください。

増田委員長 西川建設課長。

西川建設課長 建設課、西川です。よろしくお願いいたします。

ただいま柴田委員のご質問でございますが、確かにこの金額につきましては滞納でございます、2件ございます。おっしゃられているとおり、市営住宅というのは収入の低い方、所得の低い方が入られることが多くございます。そのため、もちろん家賃についても収入に合わせて家賃のほうは低く設定されておりまして、滞納に対する取決めについては、おっしゃったとおり、条例のとおりのことをお伝えしておりまして、それ以上の記載のほう、取立てのほうはやっておりませんので、個々の滞った場合、訪問しながら相談に応じて、徴収のほうをさせていただいております。

以上でございます。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 2件ということで、個人的に訪問して、個々にお話しできる件数だと思いますので、丁寧にやっていただきたいと思うんですけれども、条例の中で、入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならないというのがあるんですが、それをどういう形でやっておられるのかと、逆に言えば、低所得だったけれども、経済状態が変わって収入が増えた、その条件に合わない人が続けて入居されている可能性もあると思うんですが、その収入超過者の人に対してはどのようにアプローチされているのか、ちょっと聞かせてください。

増田委員長 西川課長。

西川建設課長 ただいまの件につきまして、まず収入につきましては、毎年課税決定があった後、今、ちょうど9月頃、毎年収入については申告のほうを各個人からしてもらっております。収入超過になる場合も委員おっしゃるとおり、何らかの一時的に所得が増える場合もございますので、それが数年続くようであれば、先ほど言ったような委員お調べのように葛城市営住宅条例がございますので、それに基づき退去命令という形で退去のほうを促すという形になります。

以上でございます。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。ちょっと私も委員をしておりますので、昨年度は2件空いて、3組の方が申し込まれて、抽せんになって1組が落ちたということで、それをちょっと目の当たりにしまして、3組とも条件そろっている方なんですよね。入れる条件がそろっている方が1組、諦めなければならないという状況にあって、収入超過者の方が、逆にそこにいられるということがちょっと理不尽だなというふうに思いますので、その辺りはまたきっちり見ていていただきたいと思います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川副委員長。

西川副委員長 ちょっと先ほどの奥本委員の関連で言うとしたらよかったですけど、分担金のとこ

ろで、16ページの保育料のところ、負担金のところの保育料のところですけども、先ほど収入未済額で保育料のほうで895万円で約40人ほどの今ちょっと滞っている方がおるといところなんですけど、これの本当にきょうだいがいっぱいおって、なかなかやっぱりそこで払えない、子育てが最近希薄化していて、もう払わへんという人じゃなくて、ほんまに何人も多子がおって、ようさんきょうだいがおってといところというのは把握されていますか。どれぐらいほんまになかなかしんどいなといところの方というのは把握されているかといのをちょっと聞きたいです。

増田委員長 西川課長。

西川子ども未来課長 子ども未来課、西川です。よろしくお願いたします。

今のご質問の内容ですけども、最近よく未収金のことでご相談をお受けするのは、保育料の課税、今回8月に新たに課税させていただいておりますけども、課税の対象となる税額というのが前年度分を使わせていただきます。例えば、今年度になりましてから、就職されていた方が仕事をお辞めになられた場合ですが、その場合は、もちろん収入としての稼ぎはないんですけども、前年度の収入に対しての保育料の課税となりますので、なかなかやはりそれが苦しいというふうなお話はよく聞きます。保育料に限ったことではございませんので、前年課税方式というのはほかでもございますが、最近ちょっと聞いておるのはそのようなことを聞いております。

あと、多子によります保育料の件につきましては、葛城市におきましては、国の基準を使わせていただいておりますので、未就学児1人目、2人目おられる場合は、1子目は保育料をいただいておりますけども、2子目は2分の1、3人目はゼロというような基準で運用しておりますので、そのような内容となっておりますし、私が今感じておるのは、前年度分のご相談が多いのかなという状況でございます。

以上です。

増田委員長 西川副委員長。

西川副委員長 ありがとうございます。確かにこのコロナ禍もあって、なかなかその仕事で前年度、ほんで今年離職されている方というのもあって、収入も減られている方もおると思うんです。今、葛城市、国の基準を採用していただいと云いますけど、年齢の制限というのが恐らくあったと思いますねやんか。やっぱり小学生のところで行っていて、やっぱりそれは未就学児までやったと思いますね、3人目も無料というのはね。やっぱりきょうだいようさんになってきたら、やっぱり年離れた家庭というのも、きょうだいというのもいると思います。だから、その辺でやっぱり結構苦労されている方というのも、実際僕も聞いておりますし、やっぱり希薄化だけということではないのかなと、子育てのね。やっぱりそこに対しての何かしっかりとした市としてできることをしていかなあかんといところ、今回一般質問でも僕のほうでさせていただいたんですけど、市長のほうはもう考えていると、この春から考えていると言っておられたんですけど、その第2子、0歳から2歳児無償化といところですね。それというのは、市長も考えていると。春頃から考えてくれてはったといことで、まず、条例改正から始めていかなんのかなと思いますねんけど、それ、市長、このスピー

ド感とかどれぐらいの感じで考えてはるかというの、この場で言えるねやったらちょっと……。いや、これぐらいで考えている。どっちにしたって年度でいかなあかんと思えますねんけどね。まず条例改正してから、予算というのはまた別の話やけど。どんなところで……。

(発言する者あり)

西川副委員長 言うてください、言うてください。いや、それはもうほんまに。

増田委員長 中井部長。

中井子ども未来創造部長 こども未来創造部、中井でございます。よろしく願いいたします。

まず、スケジュール感というか、しなければいけない作業はこれから幾つかあるかと思えます。それを、先ほど言っていたいただきましたように、条例改正であったり、いわゆるシステムの改修も必要になってまいります。そこをまず、春までには……。

(発言する者あり)

中井子ども未来創造部長 分かりました。今、12月あたりには、やはりそれぞれの改修であったり、準備のための作業を進める必要があると思っておりますので、準備したいと思っております。よろしく願いします。

増田委員長 西川副委員長。

西川副委員長 ありがとうございます。ここで僕も40人出てきて、やっぱりこれ一刻でも早くしていったらんとあかん人らという、助かる人らというのは多いんじゃないかなと今改めて思ったところなんです。そやから、これが、ただ、ほんまに払われへん人というところの数字というのを見極めるのはすごい難しいと思うんですけど、払える人と払われへん人というのとね。ただでも、僕ここに上がってきている数字というのは、なかなかほんまに払われへん人が多いんじゃないかなという感覚も受けています。ですので、これきっちり、今12月と言われたところ、きっちり進めていっていただきたいと、これは僕からの要望でございますし、市民の人もきっと望んでくれているとは僕は思っておりますのでございます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、歳入に対する質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。午前10時50分から再開をいたします。

休 憩 午前10時42分

再 開 午前10時50分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより総括質疑に入りますが、総括質疑につきましては、市政全体にわたるものとなりますよう、十分ご留意を賜りますようお願いを申し上げます。

質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私は経常収支比率のことについてお伺いをさせていただきます。経常的経費に充当された

一般財源の割合、経常収支比率が令和3年度は93.9%、令和4年度は91.6%と、令和4年度は2.3ポイント好転をしているということ、そしてまた市税におきましても、コロナ禍にもかかわらず令和3年度よりも令和4年度は1.5%伸びているという、この経常収支比率が好転した理由と、そしてまた、コロナ禍にもかかわらず市税が伸びた理由はどの辺りにあるのか、ちょっとお教えいただきたいなと思います。

増田委員長 米田財務部長。

米田財務部長 皆さん、おはようございます。財務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

松林委員の総括質疑にお答えさせていただきたいと思います。市税が伸びた理由と経常収支比率についてでございます。

まず、市税が伸びた理由でございます。令和4年度、当初予算編成時におきましては、コロナ第6波の最中で、地域経済等への影響期間が一番長い波が来ていた頃であったかと認識いたしております。コロナ禍の2年目を迎えていた令和3年度決算額は、令和2年度決算額を上回る決算となったところではございましたが、依然先行きが不透明な状況に変わりはありませんでした。そのような状況にありまして、令和4年度決算額は、令和3年度決算額を約6,300万円上回り、約43億3,026万円の決算額となったところでございます。内容といたしましては、個人市民税所得割で約2,800万円の増収となり、人口微増に伴う納税義務者の増や、また、60歳を超えられても働かれる方が増えてきていることなどが要因として挙げられるのではないかと考えておるところでございます。

一方で、法人市民税法人税割では約3,200万円の減収でございまして、法人区分別では、一部の区分を除きまして、全般的な減収傾向となったところでございます。市民税小計では、令和3年度決算額と比較いたしまして、約1,400万円の減収となったところでございます。

続きまして、固定資産税でございます。家屋におきましては、令和3年度決算額を上回っておりますが、土地、償却資産におきましては、ほぼ横ばいの状態でございます。宅地開発等に伴う新築家屋などの増が主な要因となつてございまして、固定資産税小計で令和3年度決算額と比較いたしまして、約3,000万円の増収となったところでございます。

続いてたばこ税でございます。こちらは、税率改正等が大きな要因となつてございます。令和3年度決算額と比較いたしまして、約4,100万円の大幅増収となったところでございます。市税全体で申し上げますと、たばこ税の税収がやはり大きなウエートを占めているところでございます。

続きまして、経常収支比率についてでございます。令和3年度の経常収支比率と比較して2.3%改善されました要因でございますが、まずは、計算式における分母となります歳入経常一般財源で約8,700万円の減となったところでございます。分子となります歳出経常一般財源におきましても約3億1,700万円の減となったところございまして、結果、歳入の減以上に歳出の減が大きかったことによるものでございます。歳入の経常一般財源におきましては、約8,700万円の減となりました主な要因でございますが、市税では約6,300万円の増、地方消費税交付金では約4,100万円の増、普通交付税では約6,500万円の増となっております。

一方で、臨時財政対策債におきまして約2億5,500万円の減で、こちらが大きな減の要因となっているところでございます。

続いて、歳出の経常一般財源におきまして、約3億1,700万円の減となった主な要因でございますが、こちらは性質別経費の投資及び出資金、貸付金という項目がございます。こちらで約9,700万円の増、それから、補助費等で約5億円の減となったところでございます。この補助費等の減が令和4年度の経常収支比率改善の大きな要因となっているところでございまして、この背景には下水道事業会計が関係してくるところでございます。一言で申し上げますと、下水道事業会計における決算統計、一般会計からの繰入金の数値の捉え方に修正があったことによるものでございまして、従来より経常収支比率を算出するに当たりましては、下水道事業会計に補助金を出していることから、下水道事業会計における決算統計で算出された値を下水道事業会計側から報告をいただきまして、経常収支比率の算出項目の1つである補助費等において使用していたところでございます。この数値の捉え方の修正と申しますか、本来あるべき姿で下水道事業会計側から報告をいただいたことで、結果、令和4年度の経常収支比率において好転の影響が出たということでございます。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 市税につきましては、市民税、ここは納税義務者、65歳以上になっても働く方が増えたという、こういうこと。そしてまた、たばこ税、こちら辺の影響があるということでございます。そしてまた、経常収支比率につきましては、主に一般会計から下水道事業会計に繰入れされる金額が、これが法律が変わったことによって割り振りされる先が変わったことに結果的に、一般会計の経常収支比率が上がったという、ここが主に大きな原因ではなからうかなとこのように思います。経常収支比率を下げるとして何か施策を行ったという、こういうわけではなくて、一般会計から下水道事業会計に繰入れされる金額は同じであるけれども、割り振りされる充当先が変わることによって結果的に、一般会計の経常収支比率が下がったという、ここに主な原因もあるのではなからうかなと思います。現在、経常収支比率は奈良県12市でどのぐらいの順位にありますでしょうか。

増田委員長 米田財務部長。

米田財務部長 財務部、米田でございます。

松林委員のご質問でございます。現在県内12市の中で、葛城市がどれぐらいの順位におるかというところら辺のご質問でございます。現在、どこの自治体におきましても決算を審議中であることから、あくまでも速報値、暫定値ということで順位のほうをご理解いただきたいと思いますが、令和4年度の葛城市の経常収支比率につきましては、県内12市中、よいほうから数えて4位となる見込みでございます。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 よいほうから数えて4位ということで、非常に上がったのかなと私は今、ちょっと喜んでおりますけれども、経常収支比率が2.3ポイント好転して91.6%となつてはおるんですけども、

財政的には硬直化していることには変わりはないと、このように思います。これからも安定した財政基盤の確立に向けて、さらに財源の確保に取り組んでいただけますように、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 それでは、3点お伺いいたします。

1つは財政指標に関わって松林委員、今、経常収支比率のことをお問いでしたけど、私は実質単年度収支が令和4年度一般会計でどうなっているか、変動要因含めてお答え願えたらと思います。

2つ目は、指定管理者制度の効果検証ということで、決算にも指定管理委託料という形で多く計上されておりますけれども、まず最初にお聞きしたいのは、地方交付税算定における指定管理者制度の利用の評価が現状どうなっているかということについてお伺いします。過去トップランナー方式という形で、指定管理者制度の算定に当たっての評価が大きく変わってきましたので、現状どうなっているかということについてお伺いいたします。

それから、3つ目は、職員の行政能力の向上という点で、決算でも多々質問の中で出てまいりました。専門的知識を得るためのいろんな研修をやられておられたり、決算では質問なかったですけど、予算の段階では、固定資産の評価において原課ではなかなか対応しきれないところを外部委託も含めて専門的知識の援助をいただくとか、いろいろありました。しかし、基本的には、やっぱり職員の能力向上が最終的には市民の生活の利便性あるいは福祉向上につながるものと考えますが、まず、最初にお伺いしたいのは、平成30年から令和4年度までの5年間を取りまして、職員が減少している課、職員数が大きく課によって変動しますが、その定数が減少している課はどこか。あるいは最も増加しているところはどこか、それぞれどういう要因でそういうことになっているのかということについてお聞きします。

以上3点お願いします。

増田委員長 内蔵課長。

内蔵財政課長 財政課の内蔵です。よろしくお願いいたします。

私のほうからは谷原委員の1つ目の質問、実質単年度収支についてお答えさせていただきます。令和4年度の一般会計の実質単年度収支につきましては、金額で申しますとマイナス4,207万5,000円となっております。そのマイナスとなっております要因なんですけれども、この実質単年度収支につきましては、ご存じかと思うんですけれども、計算式で申しますと単年度収支といいまして、実質収支から前年度からの繰越金を控除したものがこの単年度収支となっております。この単年度収支に財政調整基金への積立金をプラス、それから、財政調整基金の取崩しがある場合はその取崩額を単年度収支からマイナスしたものが、実質単年度収支と定義づけられておるものとなっております。令和4年度におきましては、令和3年度決算に係る決算剰余金の2分の1の額を減債基金と公共施設整備基金のほうに約3億6,000万円積み立てさせていただいておりますので、令和3年度あるいは令和2年度のように、決

算剰余金の2分の1を財政調整基金のほうに積立てをしていたなら、実質単年度収支というのは、仮定なんですけれどもプラスの約3億数千万円というふうになるんですけれども、将来的なことを考慮いたしまして、減債基金、公共施設整備基金のほうに積立てをしておりますので、これらの基金につきましては、実質単年度収支の計算上はプラスされませんので、これがマイナスとなっている要因の1つと考えておるところでございます。

以上です。

増田委員長 米田財務部長。

米田財務部長 財務部の米田でございます。

谷原委員の2つ目のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

地方交付税算定における指定管理者制度利用の評価はどのようになっているかというご質問でございます。普通交付税の算定におきまして、平成28年度より採用されておりました、先ほど谷原委員が申し上げておられましたトップランナー方式につきましては、地方自治体の業務改革における民間委託や指定管理者制度などにおきまして、全国的に先駆け、コスト削減、効率化を図られている自治体のコストを採用して、従来の10万人規模の標準額を基準とするのではなく、先行してコスト削減に効果を上げられる自治体の一般財源経費を用いて、基準財政需要額の単位費用のほうに反映していくという制度でございました。この制度に関しましては、平成28年度から3年から5年をかけまして、段階的に単位費用のほうに反映されていたところがございますが、令和3年度以降につきましては、それぞれの単位費用に溶け込んだ形が取られているところございまして、交付税算定における指定管理者制度利用の評価という観点からは、数値としては見えてこないところがございます。

以上でございます。

増田委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

ただいまの谷原委員のご質問の指定管理の効果検証の2つ目、指定管理者制度のメリットを引き出すために行政として行うべきもの、もっとも……。

(発言する者あり)

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 いやいや、職員の能力。

高垣企画部長 失礼しました。職員の行政能力の向上についてというご質問についてお答えさせていただきます。

まず、各課の職員配置数で、平成30年から令和4年までの5年間の職員数が減少している課はどこですかというご質問についてお答えさせていただきます。まず、平成30年4月1日現在と令和4年4月1日現在での事務職員の比較で申し上げさせていただきます。減少している課ですが、企画政策課が2人の減、都市計画課が1人の減、建設課が2人の減、そのうち1名が管財課に異動したと、建設技術職から異動しております。教育総務課が2人の減、生涯学習課が7人の減、水道課が1人の減、下水道課が1人の減でございます。

次に、まず最も増加している課につきましては、新設されました新型コロナウイルス対策

室で4名の増加でございます。

増減の理由といたしましては、この間に組織の見直しなども行ったことや、業務量に応じた職員の配置などによる増減でございます。

以上でございます。

次のご質問の職員の行政能力、専門性を高める……。

(発言する者あり)

高垣企画部長 これはいいですか。

では、以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 事前に質問票出してくれということなので、出してはありますが、一応質問にかみ合うような形で答弁いただけたらと思います。

実質単年度収支につきましては分かりました。財政調整基金ではなくて減債基金のほうに積み立てたので、実質的には黒字ですよね。実質的には実質単年度収支は黒字になったという答弁でございました。

それから、2つ目の質問になりますけど、財政力指数についてお伺いします。財政力指数については、これは毎年低下してきております。これは3年間の平均ということでありませけれども、この減少を続けている原因についてお伺いします。

2番目の質問の指定管理者制度に関わってですけれども、現在では地方交付税の算定に当たっては、言ってみれば指定管理者制度がもう当たり前として計算されて、コスト軽減が当たり前になってきているということであろうと思います。2つ目のこの指定管理者制度に関わる質問ですけれども、これ指定管理者制度というのはメリット、デメリットがあると思いますが、メリットを最大限引き出すというふうな観点から、どのようなことが大事だとお考えですか。また、そのための取組どのようにされているかということについてお伺いします。

それから3つ目ですが、職員の行政能力の向上につきましてですけれども、減少している課、7名も減少しているところもあるということで、これは新型コロナウイルス感染症対策の新しい部屋ということもあって、人員が削減されたと思いますけれども、組織改編に伴う業務量の中身も含めて勘案して、人員配置を行っているということでございました。そこで、2つ目の質問ですけれども、職員の行政能力を高めていく、あるいは専門性を高めるために、どのような取組をそれぞれの課で行っておられるのか、この点についてお伺いします。

増田委員長 米田財務部長。

米田財務部長 谷原委員の1つ目の質問、お答えさせていただきます。

財政力指数が低下し続けている理由というご質問であったかと思えます。この財政力指数でございますが、地方公共団体の財政力を示す財政指標でございます。基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3か年平均値で表されている数値となっております。なぜ低下し続けているのかというご質問でございますが、やはり様々な要因が考えられるところでございまして、それぞれの額における全体的な傾向といたしましては、基準財政収入額では横ばいから微増傾向となっております一方で、基準財政需要額では経年的に右肩上が

りの数値の傾向にあるというところでございます。すなわち、分子である基準財政収入額の伸び率に比べまして、分母である基準財政需要額の伸び率のほうが上回っている状況となっているところでございます。特に、基準財政需要額における個別算定経費のここ10年程度の経費、種類別の伸び率を見てまいりますと、やはり社会福祉費や高齢者保健福祉費の単位費用におきまして、顕著な増額が目立つところでございます。また、令和3年度、令和4年度に限りましては、コロナ禍にあった中で、国の税収が過去最高額を更新したことに関連いたしまして、国の補正予算で普通交付税の基準財政需要額が増額されるなどの措置が取られたところでございます。このような案件も経年的に低下が生じている要因の1つであると考えているところでございます。

以上でございます。

増田委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

ただいまの2つ目のご質問の指定管理者制度のメリットを引き出すために、行政として行うべき最も重要なことは何と認識しているのか。現在の指定管理施設においてメリットを引き出すための取組はどのようなことを行っているのかというご質問にお答えさせていただきます。

まず、現在の指定管理施設においてメリットを引き出すために行政として行うべき重要なことといたしましては、民間のノウハウを生かした利用者へのサービス向上に加え、収益的事業を行っている施設につきましては、自主事業で行う収入の増加にも留意し、行政コストの削減に努めることが重要であると考えております。また、指定管理施設においてメリットを引き出すための取組としては、葛城市の指定管理を行う施設は設置目的や経緯など、それぞれ事情も異なりますので、一概にお答えすることは難しいと考えておりますが、それぞれの担当課がそれぞれの施設の特性に応じて指定管理施設の状況等を確認し、利用者のサービス向上のために必要な協議を指定管理者と行っております。

次のご質問の職員の行政能力、専門性を高めるためにどのような取組を行っておるのか、また、効果はというご質問にお答えさせていただきます。職員の行政能力、専門性を高めるための取組といたしましては、人事課から市町村研修センター主催の専門実務研修を庁内掲示板で周知して、研修参加を促しております。令和4年度につきましては27名が受講しております。また、各課でそれぞれ関係機関の専門研修にも参加していただいております。また、平日頃の業務を通じた上司、先輩によるOJT、オン・ザ・ジョブ・トレーニングが中心になると考えております。それらの効果につきましては、これら研修やOJTを継続して行うことが、将来、職員へのスキルのアップにつながるということで、効果になると考えております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 言いつ放しということになりますが、ちょっとご意見だけ申し上げておきます。財政力指数については低下しておって、今50%ですかね、これを切ると49%となって、財政力におい

て今後改善をしていかなければならないということになると思いますけれども、今は、地方交付税の算定の基準が高くなっていることもあって、計算式上ちょっと低下しているのかなというふうな気もいたしますが、いずれにせよ基準財政需要額のほうの伸びが大きくて、基準財政収入額のほうが横ばいもしくは低下ということなので、今後、税収を上げていくための取組、これをぜひお願いしたいと、留保財源である25%というのは非常に私は効果が大きいと思いますので、工場誘致等も含めて、引き続き努力をしていただきたいと思います。

それから2つ目の指定管理者制度の効果検証ということでもありますけれども、現実として地方交付税の中に、指定管理者制度を今後進めていくような方向性で財政措置を国が取っているということでもあります。私はこの間、指定管理者制度、これはもう20年間もわたって定着している制度でありますので、これをなしにするということではなくて、公共施設の在り方を公平性、透明性を確保して、本来の住民サービスの向上のためにメリットが生かせる方向で、指定管理者制度については運用しなければならないと考えております。その上で葛城市は、ガイドラインがないということが非常に大きなネックで、やっぱり十分な検討をする土台がそもそもないということで、これをもう取り上げてきたわけでもありますけれども、例えば、相撲館があります。相撲館費というのがこの決算でも出ておりました。この相撲館費で、市が決算で出した額を上限として、指定管理者にこれを公募して委ねると。そこで自主事業で当然収益事業も大いにやっていただいて、そして指定管理料は、これまでの行政が出していた以下になるし、収益的事業で上がったものは利益分配金として受け取って、さらにはそこで民間事業者の力で観光事業も活発にやると。こういう観光事業とか、こういう収益的事業が見込まれる公共施設については、これは非常にメリットがあるわけではありますが、だけど一方で今、複合施設のあるように図書館とか文化会館、社会教育施設、これ収益を生むというわけではないので、それぞれの施設の目的が違います、おっしゃったようにですね。そういうところも含めて、他市なんかの例を見ますと、指定管理者制度の運用の在り方について細かく施設別にも検討されているようでもありますから、今後葛城市において、多くの公共施設がございまして、老朽化してきている、老朽化率も高くなってきている中で、これを維持する際に、やっぱり指定管理者制度ということをもっと葛城市の中で、本当に公共施設の在り方として市民にもご納得いただけるような形で研究していく必要があるのではないかとこのことを申し上げておきます。

それから、職員の行政能力の向上ということでもあります。先ほどお答えの中で、研修センターへの参加を募るとか、専門研修等、各課で行うとか、それ以外に上司によるOJT、オン・ザ・ジョブ・トレーニングで、古い言い方ですけど、上司が仕事を背中で見せて部下を育てると、そういうOJT、これも大事だと考えているということでもありました。その上で、私ちょっと意見を申し上げたいんですけれども、やっぱりOJTが効果あるためには、やはり人事異動がころころころころ、1年で課長が替わるとか、こんなんちよっとこの間目につくというふうに思いました。非常に激しい人事異動で大量の人事異動がされていると。事業の継続性とか、とりわけ基礎自治体では、地域との関係、地域でのいろんな状況、そういう

ものを把握した上で行政を進めていかないと、やっぱり十分市民の方に納得いただけないようなこともあります。そうした事業継承が本当に大丈夫なのかなというふうに不安に思うところが最近ございます。水道課などでは、やっぱり長期的に育てるということで、人事異動もかなり長いスパンでやっておられるようですけれども、これ各課においても、本当にこの行政の実りがあるようにするためには、人事配置だけでなく、人事異動の期間、これをしっかりと考えていただきたいというのが1つと、それから2つ目は、決算の中で私質問はしませんでしたけれども、建設課の事業費が、要は前年度の仕事をやって、また今年度の仕事を積み残すと。要は継続費、事業の繰越明許費。繰越明許費を抱えてそれを償還したら、また繰越明許費が発生していると。なかなかこれは解消しないと。この建設課については、管財課のほうに1人割いたということですが、葛城市のこれから、道路などの老朽化についてもそうですけれども、いろんな事業の遅れが建設関係について目立っているのではないかと。だから事業量に応じて配置しているというふうにおっしゃっていましたが、これについては、もうちょっと、決算上見ても、こういう繰越明許が解消されずにまた積み残すという課があるわけですから、こういうところには人事配当についてしっかりと考えていただきたいということをお願いして、以上といたします。

増田委員長 ほかに質疑はありますか。

西川副委員長。

西川副委員長 そしたら、私のほうは本当に1点なんですけど、不用額のことです。令和4年度なんですけど、不用額は11億404万円ですかね。執行率については89.4%ぐらいとなっているんですけども、執行率に関しましては、翌年度とかに繰越しする分もありますので、一概に比較というのは多分できないんですけど、令和元年度から令和3年度までのこの不用額比べてみましたら、ちょっとやっぱり令和4年度にあってはちょっと多くの不用額が出ているなという感じを受けます。補正予算で減額された分も含めると、結構、不用額というところで考えたら、ちょっと多く出ているんじゃないかなと。これが例えば、効率的に執行、経費を削減されたというものなんか。あと、この予算、当初立てたときに本当にちょっと予期せぬことができたから、出てきたからねということなのか。一番ちょっと懸念するのは、やっぱり予算上の見積りとか、当初、見積り想定していたやつと実情というのが、やっぱり乖離があって合っていないと、これが一番ちょっと、僕の中では、それがちょっと今回多かったんじゃないかなというところがあるので。昨年もちょっとそうかなと思ったんですけど、今回特にそれをちょっと思ったので、その辺の検証ができていくかというところをちょっと聞かせていただきたいなと思っています。

増田委員長 米田財務部長。

米田財務部長 財務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

西川副委員長のご質問でございます。お問い合わせのように、令和4年度の不用額にありましては、過去3か年度の不用額を上回る額となっております。予算現額から見る不用額率にありましても5.8%と、こちらも過去3か年度と比較いたしまして、一番高い率となったところでございます。額から見る比較でございますが、先ほど申し上げられましたように、令和

4年度の不用額と令和3年度の不用額を比較いたしますと約1億1,000万円が増えておりまして、款別で申し上げますと、民生費で約9,700万円の増と、不用額の大部分を占めているところがございます。この民生費不用額の中身のほうをちょっと確認させていただきました。

まず、上位を占めておりますのが住民税非課税世帯等臨時特別給付金、それから介護保険特別会計への繰出金などが上位を占めております。特に住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業におきましては、コロナ禍における国の施策といたしまして、住民税非課税世帯に10万円の現金を給付する事業として、令和3年度の補正予算により議会のほうでご議決をいただき、令和3年度中に執行できなかった分を令和4年度に繰越しをさせていただきました事業でございます。この繰越事業につきましては、繰り越した年度に予算の未執行額が出て、制度上、減額補正することができないことから、不用額として計上され、このたびの民生費における不用額の増の大きな要因となったところがございます。と申し上げましても、本決算特別委員会でご指摘をいただいておりますように、そもそも繰越額を設定する際の見込みがどうであったのかというようなご意見もいただくことと存じます。本委員会で頂戴いたしておりますこのようなご意見を、これからの予算査定時などにおきまして、説明責任の意識づけというような観点から、職員の中で共有してまいりたいと考えておる次第でございます。

それから、これから申し上げます分は、特によその市と比べて、葛城市の不用率がどの程度のパーセンテージにあるのかということで、ご認識をいただければと思います。これは令和3年度の決算ベースで、他市の状況の不用額率という形でちょっと見させていただきました。一番高い不用率を表しておるのが8.1%、それから一番低い不用額の市が2.7%となっておりまして、位置的には葛城市はほぼ平均的な位置におるのかなという理解をしております。

以上でございます。

増田委員長 西川副委員長。

西川副委員長 ありがとうございます。今やっぱり臨時特別交付金というところ、非課税世帯というところがそこに出していただいたやつが多く占めるということで、これは、別に見誤っているとかそういうことではないと思うし、じゃなくて、やっぱりそこに隠れていっているところのこと、僕思っています、やっぱり今回、ぱんと一応上がって不用額というのはちょっと上がったなと見たんですけど、個別具体的にはちょっとなかなか言いませんけども、やっぱり建設とか設計とかもちろんそっちのほうで多く見積もっているところがやっぱりあったんじゃないかなと。ただ、全体的にならしたときにはそういうふうな見方も出てくると思うんですけど、やっぱりそれを1つ1つの事案、やっぱりこれは、この事業するには、これぐらい妥当やろうということをきっちり、やっぱりそれを厳しい目でというか、それ、事業を執行するのに足らんとかいうのが不安かもしれませんし、物価も高騰してきている中、なかなかそうかもしれないんですけど、やっぱりちょっとあんまりにも多く見過ぎているところってやっぱりそれ次の事業の弾力性に欠けていくと思うし、今年度でできるようなことがあったとしても、そこに予算をつけられなかったりとかということが出てくるかもしれないので、やっぱりそこというのは厳しく、もうちょっと予算の当初に査定していくほうがいい

んかなと思います。順番的には、他市も比べていただいたら真ん中ぐらいというところは分かるんですけども、その辺だけではなく、事業1個1個をちょっときっちり精査して予算をきっちり、あんまりにも多く見積もらないとか、やっぱりそこら辺の感覚というのが、きっちり職員の皆様が、やっぱりちょっとスキルアップしていただくといいところやと思います。やっぱり積み重ねていったら結構大きい金額になってきて、さっきも言ったように、ほんまに今年度でできるよう、もしかしたら庁舎1戸建てられるかもしれないとかいう、その不用額集めたら、そういうことも出てくるかもしれないので、何かしらやっぱりきっちりと査定というのをしっかりしてほしいというところをお願いを申し上げます。

以上です。

増田委員長 私、関連でちょっと通告しているのですが、よろしいか。

(正副委員長交代)

西川副委員長 それでは、委員長に代わり、暫時委員長の職務を行います。

増田委員長。

増田委員長 事前に通告させていただいて、ちょっと西川副委員長の内容と異なるんですけども、私も、この前年の令和3年度の9億9,000万円から、令和4年度決算につきましては11億円の不用額が出たと。これは先ほどのお話にもございましたように、プラス評価できるもの、それからマイナス評価できるものということで、米田財務部長のところ、その内容については分析をされていると、こういうふうに先ほどのお話の中では承ったわけでございますけれども、ちょっと重複しますけれども、やはり当初予算のこの段階においては、非常に慎重に庁舎内の査定を行って予算化をされた。また、予算特別委員会の議会においても、非常に各委員からの意見も交えて決定をされている予算。これは先ほどのちょっと副委員長のお話の中にもありました妥当性ということになれば、私は妥当性があるというふうに、この予算については尊重すべきであろうと。また、必要に応じて補正予算まで組んで、これはもう確実に必要な予算であると、こういうふうな手順を踏んで予算化をされておるというところが非常に重要であるのかなというふうに思います。そんな中で、決算時において不用額が出る。二面性があって、先ほどお話ありました不用額出るというのは、当然、お釣りがあると。契約等々の事前の契約金額に応じた決算であれば、きちっとプラマイゼロという形になるんですけども、当然ゼロということはないということなんですけども、先ほどちょっと説明あったある一定の基準を超えた不用額、ちょっと提案なんです、ここからはね。ある一定の基準を超えた不用額については、それが何が原因であったんか。私はこの2つのプラスとマイナスの、プラス評価においては、地方自治法第2条第14項、皆さんもご承知のとおり、最少の経費で最大の効果を挙げると。この地方自治法第2条第14項の結果、努力して、職員の皆さん方が節約して、これだけのものが余ったというものと、今回ちょっとこの話したら、私はそういうふうに認識したんですけども予防費ですね。予防費の不用額について、私非常に気になるんです。これは、市民の皆さん方の命、健康でいていただくようにという予算を取って、取ってといますか確保して、いろんな健康管理に向けた予算、その執行率が非常に低い。いろんな要因があると思うんです。私は気になる。民間企業でいう目標を未達に終わ

ったということは、行政の中ではそんなことはないんですけども、これは人事考課に直接影響します。未達の部署の課長は左遷されるとか、直接そういう努力不足というふうなこと、つながるようです。そういうものであるのかどうか。そうせよと言っているわけではないんですけど。そういった事業の目標が達成できなかったというマイナス評価の部分と、私は同じ不用額でも褒められるべき、それから努力せよという指導的な意味と2点あるものを、分かりやすく分析資料を、以前にも私申し上げていましたように、成果報告書、ここで記載していただく。これ決算のときに、これ一々、決算特別委員会委員も、前年度分析して予算に対しての不用額の率がこれが多かった少なかったという分析も、それはやりやいいんですけども、これに関してはもうある一定の基準を超えた分の不用額の評価分析表というものを、私は報告書の中でつけていただくことを提案するんですけども、このことに関してご所見をお聞きします。

西川副委員長 米田財務部長。

米田財務部長 財務部の米田でございます。増田委員長、ご意見ありがとうございます。

まず、ご質問のほうにお答えさせていただきたいと思います。不用額につきましては、いろいろご意見いただいておりますように様々な要因があるところでございます。まず、補正予算において減額対応しているもの、すなわち予算の中には、先ほどおっしゃってございましたように入札などの契約に係る手続が必要なものがございます。これらは、入札予定価格の範囲内で競争が行われ、契約に至りますので、入札の結果、予算額との差額が生じ、発生いたしました不用額は補正予算という形で減額補正の対応を取らせていただいているところでございます。

一方で、補正予算におきまして減額をしづらい経費も中にはございます。何かと申しますと社会福祉関連経費である扶助費におきましては、やはり過去の実績や直近の伸び率などを参考にしながら、当初予算査定段階では、年度を通じて不足が生じないように見込ませていただいているところでございます。また、人件費もしくは光熱水費などが含まれます物件費ほか、事業名で申し上げますと令和4年度、令和3年度におきましては、やはりこの新型コロナウイルスワクチンの接種関連経費などが新たに加わってまいりましたので、ただいま申し上げましたこれらの経費につきましては、年度末までの不測の事態に備え、なかなか減額しづらいという背景がございます。

また、先ほど申し上げました繰越事業における工事請負費や委託契約などにおきまして、差額が生じましても制度上減額することができないことから、未執行額がそのまま不用額となってしまうというところでございます。このような予算減額の有無に関わらず、年度末において確認ができました不用額につきましては、款別、また、性質別の観点から、どのような事業において不用額が生じているのかという把握、分析は行っているところではございますが、今、増田委員長のほうからご意見いただいておりますさらにそこから一步踏み込んだ分析というのは、やはりなかなか行えていないのが現状でございます。

お問い合わせをいただいておりますプラス評価される不用額、それからマイナス評価される不用額という考え方ではございますが、プラス評価される不用額とは、先ほど来よりご意見いた

だいておりますように、議会で議決をいただきました当初予算や補正予算を執行するに当たりまして、職員が工夫や節約等によって生じさせた不用額、これについてはプラス評価をされる不用額に値すると思っております。一方で、マイナス評価される不用額とは、議会で議決をいただきました予算を当初予算の見積りや見込みの甘さなどによりまして、執行をしきれずに生じさせた不用額、これがマイナス評価をされる不用額に値するものでないかと私は考えております。この後者のマイナス評価をされる不用額を減らしていくには、やはり先ほど西川副委員長よりもご意見いただいております、予算査定、予算計上時における精度をどのように上げていくのかという、職員のスキルアップという課題にやはりつながっていくものと考えているところでございます。

予算査定におきましては、査定をする側と査定をされる側の折衝がございます。査定をする側の思いといたしましては、される側の職員の予算に対する扱い方といたしますか、考え方といたしますか、この予算というものを丁寧に扱ってほしいという思いを持っておりますし、予算を自分のお金に例えたらという、こういった認識も常に持ってもらいたいと思っております。また、我々査定をする側にありまして、知識、また、いろんなテクニック、こういったさらなる習得をいたしまして、意見を言う立場から勉強を重ねていかなければならないという思いも持っております。本委員会で賜りましたご意見を生かせるように、職員間で予算、決算に対する考え方や思いを共通いたしまして、これからの財政運営に臨ませていただきたいと考えておるところでございます。

また、この成果報告書等につきましては、ただいまいただきましたこのご意見を参考にさせていただきまして、生かしていけるのか生かしていられないのかちょっとまだ定かではございませんが、そこはちょっとしっかりと考えさせていただいて、努力させていただきたいと思っております。

以上でございます。

西川副委員長 増田委員長。

増田委員長 ご丁寧にご説明ありがとうございます。プラスになんのかマイナスになんのか、要因についてはいろいろある。それから、もう一つは社会情勢によって、予算化していたものが執行できないと、いろいろあると思います。先ほどお話ありましたように、予算の段階でというお話は、今回は決算特別委員会の立場としてのお話をさせていただきますので、その妥当性については尊重すべきやという立場で、この予算をどう有効にといいところで、十分慎重にこの予算を執行していただきたいなという思いです。その分析については、先ほどご説明いただきましたようにプラスとマイナスについて、この成果報告書に記載していただきたいという理由は、この審査の効率化のことを、私、委員長として、そういう資料がここにちゃんと載っていれば、非常にスムーズな審査ができるように思うんです。もうそれを1つずつ、これ何で、これ何でとなると、非常に内容説明からいろいろと入ってこなあかんということで。この成果報告書をいかに充実していただくかによって、審査のスリム化といたしますか、効率化が図れるのかなという、こういう思いで、以前からこれの活用については、以前よりだいぶ分厚くなって、内容も豊富にさせていただいているというのは非常にありがたいことやと思

うんですけれども、それに加えて、不用額についての分析もここでしていただいて、ああ、頑張ったなど、いや、これは頑張らなあかんなど、そういうふうに見える化をお願いしたいなという思いでございますので、できるだけそういう意味も酌み取っていただいて、この成果報告書の見直し、充実を図っていただきたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

西川副委員長 それでは、ここで増田委員長と職務交代します。

(正副委員長交代)

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 実は今、委員長おっしゃったこと、もうほとんど一緒だったので、言うことないんですけども、要は不用額となった原因は、仕事を効率化したかどうかというところ、それを我々ちょっと知りたいので、それが分かる化をしてほしいということでしたので、全く一緒でした。

増田委員長 よろしいか。ほかにないですか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、令和4年度一般会計決算についての質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 私は、令和4年度一般会計決算について、不認定の立場で討論をいたします。

本会議でも討論の機会がありますので、簡潔に申し上げます。本令和4年度の一般会計におきましては、予算の段階で我が党は反対しております。また、令和4年度中の一般会計補正予算につきましても、幾つか反対しているものがございます。そのことも含めて、決算の認定には賛成しかねるということがございますので、まず最初に基本的な立場を申し上げます。具体的に1件だけ申し上げます。

この決算の中に衛生費の中ですけれども、衛生費の中の塵芥処理費に関わって、ごみ焼却施設運転管理委託料2億6,900万円余りが執行されたわけでありまして、これにつきましては、一般会計補正予算の段階で反対を行っているわけでありましてけれども、決算審査の中で、この成果がやっぱり不透明であるというふうに改めて思いました。これは、ごみ焼却施設の運転管理事業、この契約における金額より2億円上増しして9年間の長期包括契約を結んだわけですけれども、その2億円上増したというのは、要はクリーンセンター焼却施設の修繕費、維持管理を含めた多くの費用がかかることを平準化するという理由で、こうした2億円上増してこの金額にしたわけでありましてけれども、では実際、今年度、どのような修繕がどのような経費の見込みで行われたか、私質問いたしましたけれども、そういう把握はなかなか困難であるということでありました。つまり、ブラックボックス化しているんじゃないかと。当初の補正予算でこれが計上されたわけですけれども、長期包括契約についての債務負

担行為が一般会計補正予算に出てきたときにも私申し上げましたが、その審議過程、ほとんど時間を、十分な時間を、あるいは検証のための議員が納得できるような時間が全く与えられず、せかさされる形で議決を迫られて今日に至っているわけです。

したがって、私としては、こうした決算において、本当にこの費用に見合う効果を上げているのか、これは市民の方々にも説明責任があると考えます。環境省がガイドラインの中でも書いておりますけれども、ごみ収集事業というのは市民の協力なくしてはあり得ません。一方で、ごみ焼却関係の様々な費用は市財政の中でも大変大きなウェイトを占めております。したがって、そこをいかに効率化するか、あるいは、経費を削減していくということを含めて透明化しないと、市民の協力を得られないと。これは環境省自らが言っていることでありまして、この間ずっと私はごみ焼却施設の問題、クリーンセンターの問題、できるだけ市民の皆さんに、経費削減等行って、成果が分かるように議論もしてきたつもりでありますけれども、このごみ焼却施設運転管理委託料につきましては、どうも十分な内容が明らかにされなかったということをごここで申し上げて、反対の理由といたしたいと思います。今後、担当課におかれましては、ぜひこれを市民に分かりやすく、なぜこれだけの経費がかかっているのか、今年度1年間どういう修繕が行われて、これがコストに見合っているかどうかも含めて、今後とも説明責任を果たしていただきたいと考えます。

以上をもちまして、決算の不認定の反対の討論といたします。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

松林委員。

松林委員 私は認第1号、令和4年度葛城市一般会計決算の認定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

本市の令和4年度一般会計決算におきまして、新市建設計画に伴う事業などで発行した地方債の償還が続く中で、歳入歳出差引額は7億373万9,000円、翌年度へ繰り越すべき財源3,014万9,000円を差し引いた実質収支は6億7,359万円となっており、前年度に引き続き良好な黒字決算となっております。歳入面におきましては、市税収入が前年度より6,385万2,000円増加しており、収納率におきましても前年度とほぼ同率の96.64%であります。厳しい経済状況の中、市税収入の確保に努められたと評価するものであります。また、歳出面におきましては、総務費、教育費、諸支出金において増額となっておりますが、民生費、土木費が減額となっており、前年度の決算額と比較すると3,196万8,000円の減額となっております。

以上、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響にあったにもかかわらず、適正な執行の下、十分な成果が達成されたものと認められるものであり、今後においても、市民サービスの向上、また、コロナ後の市民生活の支援により一層取り組んでいただくことを要望いたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 私も一般会計について賛成の立場で討論させていただきます。

この委員会も長くやらせていただき、おののお皆さんからいろんな意見とか等出まして、それを次の予算、決算にぜひ生かしていただくようお願いしたいと思います。特に僕、最後は言いませんでしたけど、不用額とかあと補正ですよ、考え方。あと単費での補正の考え方であったりとか、先ほどの先日行われた補正予算でもありましたけども、やっぱり最初の考え方をしっかりと実行して、ここの決算のちゃんとしたところを出して、しっかりと皆さんのためにお金を使っただけ。最初の当初予算にしっかりと反映させていただくよう要望しておきます。中身に関しては、もう僕も細かいことはお聞きしましたし、この決算を受けて、市民の皆さんに使ったお金を次にしっかりと生かしていただく、そういった思いで賛成とさせていただきます。

以上です。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第1号を採決いたします。

本件を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

増田委員長 賛成多数であります。よって、認第1号は認定することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開につきましては、13時30分といたします。

休 憩 午前11時52分

再 開 午後 1時30分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、認第2号、令和4年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部の前村でございます。

認第2号、令和4年度葛城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書についてご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

決算書の171ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額38億1,686万6,000円、2、歳出総額37億9,379万2,000円、3、歳入歳出差引額及び5、実質収支額はともに2,307万4,000円でございます。

それでは、歳入歳出決算事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、181ページをお願いします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費におきまして696万9,926円の支出でございます。2 目連合会負担金で499万2,104円、3 目共同事業負担金では508万6,000円の支出でございます。

2 項徴税費、1 目賦課徴収費では246万7,625円、ページをおめくりいただき、182ページ、

3項1目運営協議会費では13万3,720円の支出でございました。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費では22億1,862万21円、3目一般被保険者療養費で2,692万5,824円、183ページ、5目、審査支払手数料で273万6,461円の支出でございます。

2項高額療養費では、1目一般被保険者高額療養費で3億850万6,137円、3項高額介護合算療養費では、1目一般被保険者高額介護合算療養費で38万1,704円の支出でございます。

184ページ、5項出産育児諸費、1目出産育児一時金で754万8,000円、2目支払手数料で3,570円の支出でございます。

6項葬祭諸費、1目葬祭費では117万円、7項傷病手当金で38万7,821円の支出でございませぬ。

3款国民健康保険事業費納付金では11億1,593万4,310円の支出でございませぬ。

一番下から次のページ、4款共同事業拠出金で82円の支出。

5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費では3,703万6,841円の支出でございませぬ。

ページおめぐりいただき186ページ、2項保健事業費では401万8,219円の支出。

6款基金積立金、1項1目財政調整基金積立金では4,891万6,629円の支出でございませぬ。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金では、1目一般被保険者保険税還付金、187ページ、3目一般被保険者保険税還付加算金、5目償還金、合わせまして195万6,700円の支出でございませぬ。

8款、予備費の支出はございませぬでした。

以上、歳出合計37億9,379万1,694円でございませぬ。

続きまして、歳入に移らせていただきますので、176ページに戻っていただきまして、1款国民健康保険税でございませぬ。1項1目一般被保険者国民健康保険税では、全体といたしまして6億9,089万7,720円の収入、2目退職被保険者等国民健康保険税では、合計24万5,442円の収入でございませぬ。

下の177ページ、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料といたしまして、13万9,550円。

3款県支出金では、1項県補助金、1目保険給付費等交付金として27億7,644万3,623円。

4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金で8万8,629円。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、2億6,659万7,983円の収入でございませぬ。

178ページ、6款繰越金といたしまして6,142万4,854円でございませぬ。

7款諸収入では、1項延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金といたしまして766万8,999円の収入、2項受託事業収入、1目特定健康診査等受託料では1,183万7,634円の収入でございませぬ。

4項の雑入では、2目一般被保険者第三者納付金といたしまして65万8,458円、4目一般被保険者返納金といたしまして54万8,523円、6目雑入として28万7,430円の収入でございませぬ。

8款国庫支出金、1項国庫補助金、1目東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査補助金として1,000円、2目災害等臨時特例補助金といたしまして2万6,000円の収入の、以上180ページ、歳入合計38億1,686万5,845円でございます。

以上、よろしくご審査を賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いましたが、本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしく申し上げます。

歳入に関わって、まず3つ質問させていただきます。ページ数で言うと176ページの歳入ですけれども、1款国民健康保険税の1項国民保険税、1目の一般被保険者国民健康保険税とありますけれども、この不納欠損額734万9,129円、退職者被保険者のほうを合わせるともうちょっと増えますけれども、その不納欠損の理由、そして不納欠損に至った主な理由と件数について伺います。

それから併せて、隣の収入未済額ですけれども、この収入未済額の主な理由、どういうことが理由になっているのかということについて伺います。

それから3つ目ですけれども、これはこの表からではないんですが、不納欠損額が令和3年度以降、だからこれ今回令和4年度ですけど、令和2年度までの不納欠損額と比べて大きく減少しております。令和3年度、令和4年度と、令和3年度だけ特別かと思ったら、令和4年も引き続き不納欠損額が大きく令和2年度までと比べて減少しておりますので、その理由について伺います。

以上3点お願いします。

増田委員長 油谷室長。

油谷税務課主幹兼収納促進室長 税務課収納促進室、油谷です。よろしく申し上げます。

ただいまの谷原委員の質問で、まずは不納欠損の件ですが、不納欠損を行う、該当する場合の法令なんですけれども、地方税法第15条の7第4項にあります滞納処分の執行を停止した場合において、その停止が3年間継続したことにより納付し、又は納入する義務が消滅した税で、内容としましては、死亡であるとか、財産がない、生活保護であるとか、所在不明等の原因によるものなんですけれども、こちらのほうが、国民健康保険税の場合は16人おられまして、金額としましては340万4,168円。

次に、地方税法第15条の7第5項、滞納処分の執行を停止した場合において納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させた税、破産や倒産などが該当するんですけども、こちらのほうはありませんでした。

続きまして、地方税法第18条、徴収権を5年間行使しなかったことにより消滅した税についてです。内容としましては、相続人がない場合や財産がない場合、生活保護、所在不明、その他の理由で、督促や催告に反応がなく、滞納処分をするに適切な財産もなく、執行停止までできていない場合などによります分につきましては86人で、金額としましては398万1,394円、合計で102件、738万5,562円となっております。

続きまして、収入未済の主な理由につきましては、こちらのほう、現年も滞納繰越もなんですけれども、納期限内に納付のなかった、それ以降、年度内に納付のなかった部分が収入未済になりますけれども、中には分納誓約のほうをいただきまして分納中の方もおられます。分納中の方は、ちょっと一般会計の分も合わせまして一般会計の歳入のときにもお答えしましたけれども、令和4年度では、市民税、国民健康保険税の分納誓約数は、延べ件数が405件となっております。収入のほうはまだ未済になっている主な理由としましては、支払いが困難な場合であるとか、分納としておられるんですけれども、あとは、滞納処分、差押え等をした分もありましたり、あとは催告にまだちょっと応じてもらっていない部分というふうなところが主な理由になってきます。

それとあと、不納欠損額の金額が令和3年度以降、令和2年度と比べまして、滞納処分の件数と金額が少なくなっている分につきましては、理由別で金額等が少なくなっているのが、地方税法第15条の7第4項の執行を停止して3年経過した分で不納欠損処分している部分につきましては、理由として多いのは財産なしの方であったり、生活保護の受給等によって資力の回復がしない方の理由の方が多いです。それと、地方税法第18条の5年間、催告等に応じずに財産調査等が十分できなかった部分について不納欠損処分に至った分につきましても、金額のほうは、令和2年度が国民健康保険税で750万円弱あった部分が、令和4年度では約400万円弱になっているところというふうなところもありまして、こちらのほうも滞納処分していく部分についてと、不納欠損処分対応に相当する分かというふうなところを、また個人の調査というか財産調査等によりまして、こちらのほう、滞納処分だけではなく不納欠損のほう、相当な分かというふうなところをまた調査の上、こちらのほう、より分けるというかそのような措置をしていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 不納欠損の理由については了解しました。これはそういう形で、不納欠損を今されてきているわけですけれども、その前段階に収入未済ということがあるわけですね。できるだけ収入未済の段階で相談に応じて、分納していただくということが基本だろうと思うんですね。そこでちょっとお聞きしますけど、国保税の場合も、これは税ですから葛城市の場合は、延滞金の利率についても、要は市民税と同じ金額になるのかどうか。延滞金が発生して、回収もされていますけれども、この延滞金の今、回収された部分の件数、何人ぐらいの方がこの延滞金を支払っておられるのか、このことについてお伺ひします。

それから、3番目の質問のところですが、コロナ禍で国保税についても、言ってみれば免除規定がありましたよね。大きく収入を減少した場合、国保税については支払わなくてもいいとか幾つかのコロナ対策の中で国保税についてもありました。それが、例えば不納欠損額を大きく減らした影響になっているのかどうなのか。今お聞きすると、財産調査についてかなりきちっとやったということで、その結果として調査が進んで、これは不納欠損に当たらないというふうなことになったのか。半分ぐらいに減っているんですよ、不納欠損が。だから、不納欠損しなくて済んでいるということなので、それが、もうちょっとコロナ禍の影響があったのかどうかということとか、財産調査のことちょっとおっしゃったので、

それがどう影響したのかいうところまで分かったら教えていただきたいんです。分からなかったら仕方ないですけども、ちょっとかなり目立って大きく減っていますので、もうひとつ分かりにくかったのも、もし何か追加で説明がありましたらお願いします。

増田委員長 油谷室長。

油谷税務課主幹兼収納促進室長 税務課収納促進室の油谷です。よろしくお願いします。

先ほどの延滞金の件ですが、まず率のほうです。一般会計の歳入のときにお答えいたしましたように、一般会計の税も国保会計の国民健康保険税につきましても、延滞金については利率は同じです。延滞金につきましては、納期限を経過して未納の場合、延滞金が加算されます。令和4年度中は、納期限から1か月を経過する日まで年2.4%の割合、納期限から1か月を経過しまして以降は年8.7%の割合で計算し、延滞金が1,000円未満の場合は全額が切り捨てられ、1,000円以上のときは100円未満が切り捨てられるものです。延滞金につきましては、各期別の金額が1,000円を超えた場合に徴収するという形になっております。延滞金の額なんですけども、国民健康保険税の分では、令和4年度、282人の方が対象になっておりまして、金額としては766万8,999円となっております。令和3年度と比べて、国保税については増えているような形になっております。

あと、コロナとの関係ですけども、こちらのほうはちょっと不明でございまして、こちらのほう不納欠損の分と絡めましても、分納の理由としまして、収入が減ったりというふうなところで分納の相談来られる方もおられますけども、不納欠損に関しましては、3年を経過してというふうなところでも、コロナの分での影響が若干はあると思うんですけど、明確にはちょっと分析できていないところが実情です。申し訳ありません。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。国保税につきましても延滞金がかかり発生して、282人の方が766万円余りですか、延滞金を支払っておられます。これは意見ですけども、私は延滞金が発生させないような取組をぜひやっていただきたいと思っているんです。国保税も市民税も税ですから、保育料とかの使用料と全く違います。これも行政権が一定の手続を行えば、財産を差押えして換価することができるわけですから、非常に強制的なものであります。ですから、必ず支払われるんですよ、これはね。支払わなかったら差押えですから。これはほかの使用料の滞納と全然違うんですよ。だから、そういう行政権の強制的な執行ということに至るまでに、私はちゃんとした分納相談の中で、あるいは催告期限を過ぎても反応のないところは丁寧に應對していただいて、多くの方は分納相談に乗れば、真面目に払われる方が多いわけですから、そういうことを丁寧にやっていただいて、延滞金が発生して、こんな多額の延滞金を市民から取るようなことがないように、ぜひお願いしたいということで意見を述べておきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私は、歳入の179ページ、8款国庫支出金、1項国庫補助金の1目東日本大震災復旧・復

興に係る国民健康保険特定健康診査補助金と、そして2目の災害等臨時特例補助金、これの内訳をちょっと教えてください。

増田委員長 保険課、増井課長。

増井保険課長 保険課、増井でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、1つ目の東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査補助金、これは、東京電力福島第1原発事故により、被災地から葛城市のほうに転入されてこられました国保被保険者が特定健診を受けられるときの自己負担額に相当する分が、国庫から補助金出ております。

それから、もう一つの災害等臨時特例補助金、これも同じく東京電力福島原発事故により葛城市に転入されてこられた国民健康保険の被保険者の方の保険税の減免と、それから一部負担金の減免に係る国の補助金でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 最初の東日本大震災のこの部分につきましては、避難先の自治体から、例えば葛城市に避難をしてこられた方が、当然、国民健康保険に加入しておられる方が特定健診を受けた場合に、この場合は葛城市から避難元の自治体に対して予算というのは請求されるわけなんですよね。その予算という、こちらに避難をされてきた方が、その、どうしても避難先で健診を受けた場合はどうしても高くなることが多いので、それに対する差額分という、こういう理解でよろしいですかね。

増田委員長 説明が十分じゃないんですかね。

増井課長。

増井保険課長 この特定健診の補助金というのは、葛城市で特定健診を受けられましたら、医療機関で1,000円、自己負担金として支払っていただくんですけども、その金額を免除するというので、それについては国から葛城市に補助が出るということでございます。

増田委員長 実績配分でいいんですか。実績配分。

増井保険課長 転入された方の分。

増田委員長 実績に応じてやね。

増井保険課長 実績に応じて。

増田委員長 松林委員。

松林委員 実績配分ということで1,000円、これ実際、1,000円というこの予算に組んでますねんけど、これ執行された例はあるのかどうかということもお聞きします。

増田委員長 実績に応じて。

松林委員 実績、そやから1人あったということですね。ほんで、災害等臨時特例補助金、これ2万6,000円です。これも何人か。

増田委員長 増井課長。

増井保険課長 原発事故によって葛城市に転入されてこられる方はお一人いらっしゃいまして、こちらもそのお一人分となります。

増田委員長 松林委員。

松林委員 この最後の災害等臨時特例補助金というこの制度というのは、行政に申請をして補助金を受けるという、こういう制度やと思うんですけども、ここの周知徹底方も、またひとつどうかよろしく願い申し上げます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 成果報告書のほうになりますけど、92ページのところに、国民健康保険税収入実績状況というのが載っております。そこに収納率ということで、国民健康保険税の現年課税分、滞納繰越分と載っておりますけれども、この現年課税分について94.22%と、令和3年度より収納率を伸ばしていただいておりますけれども、これは県が求めている収納率というのがございましたよね。奈良県の県単位化の中で、県が葛城市に求めている収納率の高さというのがあったと思います。その扱い、葛城市、それ多分下回っていると思いますけれども、その場合の影響というのはどういうふうに国保会計の中で出ているのか。これについてお伺いいたします。

それから、国民健康保険医療に関する状況とか国保税に関する調べのところに、90ページ、91ページのあたりに、世帯数とか被保険者数、90ページの一番最初に載っておりますけれども、被保険者数が令和元年度から比べて令和5年まで載っておりますけれども、毎年大きく減少しております。この減少の理由、これがどういうことなのかということについてお聞きします。

それから、3つ目ですけれども、1人当たりの医療費。これについても、下の段に1人当たり医療費ということで書いていただいておりますけれども、この1人当たり医療費を見ますと、令和2年度に落ち込んでいますけれども、令和3年度にもまた再び7.5%と、それから令和4年度にかけて1人当たりの医療費が大きく増えてきておりますけれども、この理由について、原因、よろしく願いいたします。

増田委員長 増井課長。

増井保険課長 保険課、増井でございます。

1つ目の収納率、県が求めている収納率というのは、県が示す標準的な収納率ということによろしいですか。県が示しております標準的な収納率について、市については97%と設定されております。葛城市の令和4年度の収納率は、それを0.96%上回っております。

それから、2つ目の国保被保険者の推移でございますが、平成28年から短時間労働者への被用者保険の拡大が始まっておりまして、この時期から国保の加入者は毎年減少してきております。また、特に令和4年度につきましては、団塊世代の方が75歳となって後期高齢者医療のほうに移行されてきておりますので、減少数のほうは大きくなってきております。

それから、1人当たり医療費についてですけれども、令和2年度が34万1,062円、令和3年度が36万6,688円、令和4年度につきましては、9月の下旬に県から示された数字ですけれども38万1,694円となっております。1人当たり医療費が増えている理由としては、国保加入者に高齢者が多く、高齢化が進んでいるということと、それと、医療の高度化によって医療費が高額になってきているということが原因と考えております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。もう一回確認ですけれども、収納率の件が92ページのところ、私見て、国民健康保険税収入実績状況、ここに収納率ということで、94.22%が現年課税分ということになっていましたので、私は97%から下回っているのかなと思いきや、ご答弁ではそういうことだったので、ちょっと説明いただけませんか、もう一度。この表、92ページの成果報告書との表の数字とちょっと食い違いがあるので、私もちょっと誤解をしたんですけれども、ちょっとこのことについてもう一回ご説明をお願いいたします。

それから、1人当たり医療費の伸びについてはよく分かりました。また、国保加入者についても、そういう社会情勢も含めて、あるいは後期高齢者医療へ移行する人数が多いということも含めて分かりましたので、その最初の質問だけちょっとお願いいたします。

増田委員長 増井課長。

増井保険課長 現年の収納率としましては、報告書にありますように94.22%でございます。先ほど97%と申しましたのは、県の納付金に係る分でございます、その収納率というのは、現年の収納と滞納繰越金合わせた分となっておりますので、ちょっと差異がございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 分かりました。ここでは滞納繰越分14.33%になっていますけど、これは母数が違いますから、その母数を全部合わせてやると滞納繰越分と合わせてそういうことになる。よく分かりました。

それで、ちょっと意見として述べさせていただきます。加入者はどんどん減っていくと。先ほどあったように、被用者保険が緩和されて、ちょっと働けば被用者保険を受けることができるということで、高い国保から、ちょっとアルバイトをして被用者保険に移って、家計を助ける方が増えているということがあろうかと思えます。県の単位化の推計値と比べて、令和4年度時点でももう1,000人ぐらい下回ってきていると。県の単位化のときの当初の議論からしたらですね。一方で医療費は増えてきているということで、今後、国保税の在り方が非常に厳しくなるなど、会計がですね。ましてや年金は上がっていませんから、国保加入者の多くは年金生活者ですので、大変今後ちょっと厳しい状況があるかなというふうに認識いたしました。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 では、続いて質問いたします。1人当たり医療費、先ほどご説明いただきました。これを県内市町村との比較におきまして、葛城市はどういう順位になっているかということについてお伺いします。つまり、市町村において1人当たりの医療費、国保加入者についてはかなり大きなばらつきがあると思えます。葛城市は従来から1人当たりの医療費、国保加入者の医療費給付額が少なくなっていると聞いておりますが、現状ではどうかということについてお伺いいたします。

それから、2つ目ですけれども、決算書の177ページになります。5款繰入金、1項他会計

繰入金、1目一般会計繰入金のところの未就学児均等割保険税繰入金216万6,000円余りありますけれども、これは子どもの均等割について国の補助ということで、これが行われていると思いますけれども、これ考え方ですけれども、従来の子どもの均等割額全額から見て、何分の1に当たるのかということをお聞きしたいんです。これ未就学児の子ども均等割については半額補助でしたかね。その半額補助のうちに、2分の1が国で、4分の1が県で、4分の1が市と。だから、子ども均等割の半分の4分の1がこの金額というふうに考えていいのでしょうか。ちょっとややこしいかな。つまり、葛城市の負担分が、子どもの均等割全体の中の、未就学児の子ども均等割の何分の1に当たっているかということをお聞きしたいんです。補助率、どれぐらいあるかお聞きします。

それから、3番目ですけれども、過去3年の実質収支の変動についてちょっとお聞きしたいと思います。この実質収支もかなり大きく下がってきているように思うんですけれども、ちょっと過去3年分の実質収支の推移についてお伺いいたします。

増田委員長 あと幾つありますか。

谷原委員 あと2つ。

増田委員長 言ってください、もう。

谷原委員 今3つ言いましたけど。

増田委員長 5つ言ってください、ないので。

谷原委員 ないですか。では、続いて行きます。申し訳ないですが。それと関係するんですけど、基金の今、積立てが、この調書の中の188ページ、財産に関する調書の中にあります。3億7,800万円余り基金が積み上がっているわけですけれども、これ今後の見通し、これをどういう見通しを持っておられるのか、基金の在り方について、このことについてお考えを伺います。

最後ですけれども、特定健診のことについて、受診率が、これコロナ禍でこの年は大変だったと思うんですけども、特定健診の受診率がどうなっているかということについてお伺いいたします。

以上です。

増田委員長 増井課長。

増井保険課長 保険課、増井でございます。

1人当たり医療費の葛城市の状況が県でどれくらいの位置にあるかということなんですけれども、葛城市は県内で36番目となっております。

それから、2つ目の未就学児の均等割の補助についてですけれども、未就学児の均等割税を2分の1軽減するもので、その軽減分につきましては216万6,929円でございます。そのうち国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となりますので、市の負担としては54万円となります。

3つ目の実質収支の件についてですけれども、令和2年度は1億6,166万512円、令和3年度は6,142万4,854円、令和4年度につきましては2,307万4,151円となっております。

最後に、基金についてですけれども、基金については、先ほどの過去3年の収支からも分

かりますように、繰越金は減少してきております。また、県の示す標準的な収納率が、令和6年からは97%だったのが98%と1%上乘せされる見直しがされる予定になっておりますので、市の国保財源となり得る県納付金に対する余剰金についても減少していくものと見込まれております。基金の積み立て金額も、それに伴うような形で減少していくのではないかと考えております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。もう1個、特定健診もあったか。

増田委員長 松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課の松本です。よろしく申し上げます。

令和4年度の特定健診の受診率ですけれども、令和4年度に関しましては、今年の11月頃に法定報告で確定する見込みですので、今年の7月時点での見込みの数値でお答えさせていただきます。受診対象者5,357人に対しまして、受診者数は1,710人、受診率31.9%となっております。過去3年の受診率ですが、令和元年度は34.1%、令和2年度27.9%、令和3年度は33.2%となっております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。葛城市の県内における1人当たり医療費というのは、相変わらず低いということが分かりました。36番目ということでありました。

それから、子どもの均等割の補助率について聞きましたのは、未就学児全額、市が負担したとしても、そんな大きな金額にならないんだなというふうに私は聞いていたわけですが、しかし、先ほどありましたけれども、実質収支が大きく減ってきていると。だから今後、基金を逆に取り崩して、県の国民健康保険事業費特別会計に納付していかなければならない事態が出てくるのかなというふうにお聞きしておりました。これは、加入者が大きく減っているにもかかわらず、1人当たりの医療費が増えているわけですから、国保会計、今後非常に厳しくなると。その点で県の単位化ということで葛城市も入ったわけですが、葛城市は大変医療給付が低い中で、同じ保険料水準を支払うということになっておって、非常に私としては納得できないところあるわけですが、しかも今後、97%の収納率設定、標準収納率97%から1%増やすとなれば、現状では、持ち出して県のほうに支払わなければならないということになるかと思えます。私は、国保一元化については大変大きな問題を抱えているので、市町村がそれなりに県に対して物を言わなければ、やっぱり市民の、特に国保加入者の生活を守ることができないと思いますので、やっぱり葛城市としても県に言うべきところは、ぜひ言っていただきたいと思うわけであります。

最後に、もう一つだけ特定健診について質問だけさせていただきます。受診勧奨業務、やはり特定健診しっかり受けていただいて、早期発見、早期治療にさせていただいて、医療費全体を抑えていくということが非常に大事かと思われまます。受診勧奨業務について、その内容、今どういうことでやっておられて、どういう成果があったのかお聞かせください。

増田委員長 松本健康増進課長。

松本健康増進課長 受診率を高めるために、現時点での取組を紹介させていただきます。対象者に対して全員に受診券を送付し、秋と冬の2回受診に向けて再勧奨通知を発送しております。また、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の節目の方に自己負担が無料になるクーポンを送付しております。集団健診ではがん検診と同時実施や日曜日の実施、女性みのレディースデーや託児なども行って幅を広げております。もともと市の北側の方の受診率が低かったこともあり、ゆうあいステーションでの集団健診の実施回数も2回増やしましたところ、それまで受診率が10%以下であったのが20%以上上がった大字もございます。また、去年、令和4年度の秋からウェブで予約できるシステムのほうも構築いたしましたところ、予約件数も上がっていると思われま。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 大変よく努力していただいておりますこと感謝申し上げます。特に日曜日とかにやるとか、女性デーとか、先ほどありました北部のほう、葛城市の北部のほうで受診率が低いと見れば、その近くに会場を設けていただくなど、工夫していただいていること感謝いたします。今後ともよろしく願いいたします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

柴田委員 特定健診の結果が出て、そのあとちょっと問題がある方には特定保健指導の通知を、対象者にはされているということなんですけど、令和4年度では何人に送られて、何人の方が受けられたか分かりますでしょうか。

増田委員長 松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課、松本です。よろしく願いします。

先ほどもちょっと申し上げましたように、ちょっと確定のほうはまだしておりません。ただ、現在分かっている時点でのお答えになりますけれども、積極的な支援として対象となっていられっしゃいます方が58人、その中で終了されている方が1人、動機づけの支援といたしまして対象者が148人で、終了されている方が34人となっております。

以上です。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。やっぱりその次のステップに行くために、ちょっと積極的に参加していただくように対処していただくように、よろしく願いいたします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないのであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 私は、令和4年度国民健康保険特別会計の決算認定、不認定の立場で発言いたします。

予算でも反対ということで申し上げたわけですけれども、現在の国保制度の在り方が非常に現状では国保加入者にとっても厳しい状況になりつつあるということで、私としては、国費を投入して支払うことができる国保税に改めていかなければ、早晚、国保特別会計というのは破綻に追い込まれると考えております。そういう意味でしっかりと、国あるいは県のほうに改善を求めたいと考えております。

以上の理由で決算認定に反対いたします。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

横井委員。

横井委員 認第2号、令和4年度葛城市国民健康保険特別会計決算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

国民健康保険制度は、被用者保険の適用拡大や団塊世代の後期高齢者医療の移行による被保険者の減少、医療技術の高度化に伴う医療費の向上などが進む中、県との広域によって安定的な財政運営を図り、将来にわたり持続可能で安定した医療が受けられるように取り組まれているのです。そのような中で、一般会計から財源補てんを受けることなく黒字決算を保つことができ、国民健康保険事業を持続的に維持し、円滑に運営するために努力された決算であると評価しております。国民健康保険は被保険者である市民の皆様にとって重要な役割を担っている制度でございます。引き続き奈良県との連携を深め、今後においても、国民健康保険事業運営の健全化、更なる保健事業の充実に取り組んでいただき、財政運営に一層の努力をされることを要望いたしまして、賛成の討論とさせていただきます。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第2号を採決いたします。

本件を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

増田委員長 起立多数であります。よって、認第2号は認定することに決定をいたしました。

次に、認第7号、令和4年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部の前村でございます。

認第7号、令和4年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算書につきましてご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

決算書の255ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額5億6,486万円、2、歳出総額5億6,391万8,000円、3、歳入歳出差引額及び実質収支額はともに94万2,000円でございます。

それでは、歳入歳出決算事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、262ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費では442万3,862円の支出、2項徴収費で127万748円の支出でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金として5億5,818万8,660円。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金で3万4,400円の支出でございます。263ページ一番下、歳出合計5億6,391万7,670円の支出でございます。

260ページに戻っていただき、歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料といたしまして4億3,186万9,200円の収入でございます。

2款材料及び手数料では、1項手数料といたしまして2万2,150円。

3款繰入金、1項他会計繰入金では1億3,034万8,660円ございました。

4款繰越金では73万8,600円。

261ページ、5款諸収入では、収入済額188万1,360円で、1項延滞金加算金及び過料といたしまして3万9,800円、2項償還金及び還付加算金で3万3,800円、4項雑入で180万7,760円でございます。以上、歳入合計5億6,485万9,970円ございました。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 時間も押していますので、2つだけ質問します。1つは、この令和4年度の後期高齢者医療の被保険者の窓口負担というのはどういうふうになっているのでしょうか。所得階層別に人数と併せてご報告いただけたらと思います。

それから2つ目は、保険料の未納者がいると思います。後期高齢者医療におきましては、特別徴収ということで年金から天引きをされるという方がほとんどですけれども、所得の非常に少ない方については、普通徴収ということで支払いということになる方の中に、不納欠損額が200ページ見ても分かりますようになり出ているんですが、こういう保険料未納者の方の保険適用については現状どうなっているかお聞かせください。

増田委員長 増井課長。

増井保険課長 保健課の増井でございます。よろしくお願いいたします。

令和4年10月から後期高齢者医療の窓口負担金について、従来の1割、3割から2割という区分が追加されました。令和5年3月時点での被保険者数5,663人で、そのうち1割負担をされているのが4,232人、2割負担になるのが1,096人、3割負担になるのが335人というふうになっております。

それから、不納欠損についてですが、令和4年度につきましては、令和3年度に比べ、件数、金額ともに増えております。その理由としては、令和4年度には高額滞納をされてお

られた方がいらっしやいまして、その方々が時効を迎えられましたので、不納欠損額が大きくなっております。

保険料未納者に対する保険適用についてでございますが、給付制限は行わず、通常の保険適用をしております。ただ、しかし、納付相談等を行いますために、6か月の短期保険証を交付しております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。保険料未納者については給付制限をせずに、短期資格、資格証ですかね、短期保険証ですかで納付相談をしながら、期限ごとに更新していくということで、給付制限をしていないということでありました。ここからは意見ということになりますけれども、先ほどおっしゃったように、令和4年10月から2割負担というのが増えまして、3割負担の方も含めて、現役並み所得で3割負担というふうに言うんですが、実際、私としては、そんな高い所得でない方も3割負担の医療費、窓口負担に迫られているというふうに思います。なかなか高齢者にとっては厳しい制度だと思いますが、引き続き高齢者の医療保険、給付制限を行わないように丁寧な対応をよろしくお願いいたします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 私は、令和4年度後期高齢者医療保険特別会計決算、不認定の立場で発言いたします。

先ほどありましたように、令和4年度の10月から、新たな高齢者の負担、窓口負担が始まりました。私は以前、市役所に来て、1階で高齢者の方が保険課の窓口で、こんな高い保険料どうやって高齢者払うことができるんだと。ましてや、そこから病気になれば、医療費窓口負担があります。昔は高齢者の方は、息子の扶養家族として保険料なんか支払うことなく医療にかかっていたわけで、こういう後期高齢者医療という形で75歳以上の方は別に困って、そこにまた保険料をかけるという、こういうやり方に対してはとても賛成できない、制度上賛成できないところがあります。消費税10%ということになってはいますけれども、何のための消費税であるのかと。国民負担率も日本は非常に高くなってきております。社会保障と税の負担が非常に高くなってきている状況の中で、国民福祉のほうがおろそかになっているのではないかと考えております。

以上の立場から、決算の認定には反対いたします。

以上です。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 認第7号、令和4年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算につきまして、私は賛成の立場で討論させていただきます。

75歳以上が該当する後期高齢者医療制度なんですけども、国民皆保険制度を将来にわたって持続可能なものとするために、高齢者世代と現役世代の費用負担が公平で分かりやすい制度となるように、これは従来の老人保健制度に代わって平成20年度より運用されているものなんです。この問題点、なぜこれが制定されたかというのは、やっぱり現役世代が保険料の4割を負担しているというこの世代間格差のこの解消、それと、やっぱり今後急速に進んでいく、肥大化していく高齢者医療費、これをどうするかというところから導入された制度です。被保険者数が増えて医療費も増加する中で、どうやったら保険料が軽減できるか、世代間格差を解消できるか。そのための保険料の改定とか、いろいろ様々な改革が行われているところでありまして。それを見る限り、私は確実に制度が定着して、成果が上がっているものと思われまして。県全体でこれからますます増加が予想される高齢者の医療費に対して、広域連合が運用主体となって、医療費の適正化や健康保持増進のための保健事業を積極的に取り組まれていることで、この医療費の伸びをできるだけ緩やかなものとして、なおかつ安定的で健全な制度運営の継続につながるものと思われまして。本市においても引き続き、県と広域連合と連携を図りながら、この医療制度について、被保険者である高齢者の方々にご理解をいただき、持続可能な安心できる医療制度の構築に一層の努力をしていただくことをお願いしまして、私の賛成討論といたします。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第7号を採決いたします。

本件を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

増田委員長 賛成諸君の起立多数でございます。よって、認第7号は認定することに決定をいたしました。

次に、認第5号、令和4年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部の前村でございます。

認第5号、令和4年度葛城市霊苑事業特別会計歳入歳出決算書に基づきましてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

決算書の233ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額916万3,000円、2、歳出総額836万3,000円で、3、歳入歳出差引額及び5、実質収支額はともに80万円でございます。

それでは、歳入歳出決算事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、240ページをお願いします。

1 款霊苑事業費では651万6,737円の支出でございます。

2 款諸支出金といたしまして、1 項基金費、1 目霊苑整備基金費で184万6,561円の支出。

3 款予備費の支出はございません。

以上、歳出合計836万3,298円でございます。

ページを238ページにお戻しください。歳入でございます。

1 款使用料及び手数料、1 項管理料、1 目霊苑管理料として215万1,170円。2 項手数料、1 目霊苑手数料として6,800円。3 項使用料、1 目霊苑使用料として159万円の収入でございます。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金といたしまして10万8,808円。

3 款繰入金といたしまして428万円。

4 款繰越金といたしまして、前年度繰越金102万6,430円でございます。

以上、歳入合計916万3,208円でございます。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いましたが、本件に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第5号を採決いたします。

本件を認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 異議なしと認めます。よって、認第5号は認定することに決定をいたしました。

次に、認第3号、令和4年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。よろしくお願いいたします。

認第3号、令和4年度葛城市介護保険特別会計歳入歳出決算書につきまして、ご説明申し上げます。

決算書の191ページをお願いいたします。保険事業勘定の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額32億5,228万円、歳出総額30億8,408万3,000円、歳入歳出差引額、実質収支額とも1億6,819万7,000円でございます。

次に、195ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2,457万円、歳出総額2,457万円、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに0円でございます。

それでは、歳入歳出決算事項別明細書により説明申し上げます。206ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費では470万4,503円の支出、2項徴収費では144万3,605円の支出、3項介護認定審査会費では2,813万4,792円の支出でございます。

続きまして、207ページ、2款保険給付費、1項給付諸費、1目介護サービス等諸費では、備考欄の内訳どおり、合計25億1,427万4,738円の支出、2目介護予防サービス等諸費では、同じく備考欄の内訳どおり、合計9,319万9,676円の支出でございます。

ページめくっていただきまして208ページ、2項その他諸費では193万709円の支出、3項高額介護サービス等費では7,844万7,536円の支出、4項特定入所者介護サービス等費では8,979万1,638円の支出でございます。

次に、3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費では7,601万6,911円の支出でございます。

ページめくっていただきまして210ページ、2項一般介護予防事業費では1,932万5,841円の支出でございます。

続きまして211ページ、3項包括的支援事業・任意事業費では、3,333万4,996円の支出でございます。

1ページめくっていただきまして、213ページの一番下から214ページにかけまして、4款の基金積立金、1項基金費では7,904万8,825円の支出でございます。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金では、6,442万8,665円の支出。

6款予備費の支出はございませんでした。

歳出合計、予算現額35億2,422万円に対しまして、支出済額30億8,408万2,435円、不用額4億4,013万7,565円でございます。

戻っていただきまして、200ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳入でございます。

1款保険料、1項介護保険料では7億3,423万9,849円の収入。

2款使用料及び手数料、1項手数料では2万350円の収入。

3款国庫支出金、1項国庫負担金では5億6,649万7,000円の収入、2項国庫補助金1億4,765万3,135円の収入でございます。

続きまして、201ページ、4款1項支払基金交付金では7億7,942万3,000円の収入。

ページめくっていただきまして202ページ、5款県支出金、1項県負担金では4億1,402万5,000円の収入、2項県補助金では2,470万8,042円の収入でございます。

続きまして203ページ、6款財産収入、1項財産運用収入では7万581円の収入。

7款繰入金、1項一般会計繰入金では4億4,267万5,254円の収入、2項基金繰入金の収入はございませんでした。

ページめくっていただきまして204ページ、8款1項繰越金では1億4,283万9,556円の収入。

9款諸収入では12万8,048円の収入でございます。

歳入合計、予算現額35億2,422万円に対しまして、調定額32億6,943万560円、収入済額32億5,227万9,815円、不納欠損額275万3,244円、収入未済額1,439万7,501円でございます。

続きまして、215ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。

1番基金(1)介護給付費準備基金では、前年度末現在高2億8,312万7,000円、決算年度中増減高7,904万9,000円の増で、決算年度末現在高は3億6,217万6,000円でございます。

次に、217ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定の歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では51万1,832円の支出でございます。

2款サービス事業費、1項1目介護予防支援事業費では2,405万8,542円の支出でございます。

3款諸支出金及び、ページをめくっていただきまして218ページの4款予備費の支出はございません。

歳出合計、予算現額2,980万円に対しまして、支出済額2,457万374円、不用額522万9,626円でございます。

戻っていただきまして、216ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定の歳入でございます。

1款サービス収入、1項1目介護予防サービス費収入では2,072万144円の収入でございます。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金では385万230円の収入でございます。

3款諸収入、1項1目雑入はございませんでした。

介護サービス事業勘定の歳入合計は、予算現額2,980万円に対しまして、調定額、収入済額とも2,457万374円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審査よろしくをお願いいたします。

増田委員長 ただいま説明願いましたが、本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしく申し上げます。

決算書のほうでお伺いしますけれども、206ページ、歳出ですが、1款総務費、1項総務管理費の中の3目計画策定委員会費ということで、12節委託料に第9期介護保険事業計画策定委託料とあります。これは、来年度から第9期が始まるということでそれに当たっての計画策定ということですが、これについてのスケジュールですか、いつ頃出来上がって、議会への説明等含めてどういうスケジュールを考えておられるのかということについて、お

伺います。

それから、208ページになります。2款保険給付費の1項給付諸費の中の2目介護予防サービス等諸費の中の右の事業費に関係してですけれども、上から2段目、介護予防サービス計画給付費ということでなっております。それがサービス勘定のほうにまた入っていくということですが、この介護予防サービス計画給付費というのは一体どういうものなのか。それちょっと教えていただきたいんです。

それから、同じく208ページですが、同じく2款保険給付費、3項の高額介護サービス費の1目高額介護サービス等費のその事業についても同じ名前の高額介護サービス等費となっておりますが、これの内訳、実際どういうものなのかということについての説明をお願いします。

以上3点お願いします。

増田委員長 田中課長。

田中介護保険課長 介護保険課の田中でございます。よろしくお願いいたします。

まず、一番最初のご質問です。第9期介護保険事業計画策定のスケジュールについてでございます。介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画で、3年を1期とする計画を立てなければならないとされております。第9期介護保険事業計画は令和6年度が初年度となり、令和5年度には策定のための検討を行っております。ただ、国が示すスケジュールでは、計画策定に必須となっております介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を令和4年度に実施するようにされているため、令和4年11月から12月に、65歳以上で主に要介護認定を受けておられない1,500の方を対象に委託実施いたしました。また、在宅介護実態調査を令和5年1月から5月に郵送と介護認定調査の際に聞き取って実施いたしました。計画を検討策定するための策定委員会は4回開催いたします。第1回目は7月14日に終え、第2回目の10月2日には、前述の調査結果の報告と計画骨子案の検討を予定しております。その後、12月上旬に第3回目の委員会を開催し、介護保険料の検討と計画の素案の検討を行い、議会の皆様にはご報告の上、12月中旬から下旬にはパブリックコメントを実施する予定でおります。2月にはパブリックコメントの結果と、国が1月に設定する報酬改定率等の係数を加味して計画案を作成し、2月下旬には第4回目の策定委員会を開催して、計画を策定いたします。その後、計画案を議会の皆様に報告する予定にしております。

続いて、2番目のご質問です。介護予防サービス計画給付費の内容なんですけれども、成果報告書では103ページの介護予防支援に当たります。こちらは、要支援1、2の方が介護予防サービスを利用するに当たって、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所から介護予防サービス計画の作成を受けたときに支給しますが、そのサービス計画費には利用者負担はございません。

続いて、3番目のご質問です。高額介護サービス費の内訳についてです。これ決算書の208ページに載せております。高額介護サービス費が6,922万9,749円で、これ5,609件でございます。高額介護予防サービス費が22万7,617円で56件です。それから、高額医療合算介護サービス費、こちらが899万170円で311件になっております。これらは、サービス利用時の

自己負担額が高額になったときの負担利用軽減を行うものです。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。第9期の介護保険事業計画策定のスケジュールありがとうございます。パブリックコメント等を行った上で、報酬改定も含めて最終的な案が2月に出るということでもあります。これはちょっと要望ですけれども、ぜひ、議会でしっかり審議できるスケジュールでご説明、ご提案いただきたいと思います。これについては大変重要な計画でありまして、地方議会におきましては、地方自治法に基づいて議会の議決事項として決めておる議会もたくさんございます。したがって、しっかりと議会で審議できる時間が取れるスケジュールで、ぜひお願いしたいと思います。これは要望です。

2つ目に質問しました介護予防サービス計画給付費というのは、要支援1、2の方の計画策定に当たって負担するという、介護保険のほうで負担するというものだということがよく分かりました。高額介護サービス費につきましても、一定上限額を超える高額なサービスについても、それは介護保険で負担しているということ、ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 3点お願いします。

まず、1点目、212ページ、3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、3目任意事業費の家族介護支援事業（地域包括支援課）のところの19節扶助費、この中の家族介護用品支給事業、紙おむつの支給なんですけれども、当初予算940万円ぐらいありまして、これが執行されたのが345万円ということで、この減った理由を教えてください。

続きまして、213ページ、3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、これも3目の任意事業費、これのその他事業（地域包括支援課）のこれも19節扶助費、成年後見制度利用支援事業、これ当初22人の想定ということで619万円の予算つけていらっしゃいましたけれども、これ減っているということも、これも内容、理由、教えてください。実際の利用者の内訳、在宅と施設が幾らかで、何人であったかということも併せてお願いします。

それからその次、その下、認知症地域支援・ケア向上事業（地域包括支援課）これも18節の認知症ケア向上推進事業補助金ですね。移動式カフェというふうに聞いていたんですけども、これ1回につき2万5,000円の補助が出るって最低で月2回以上実施したやつに対してということなんですけれども、これが2万8,000円ということは、これ2回も実施できていないということなんですけれども、その辺どういうことかということも併せてお願いします。

増田委員長 地域包括支援課、西川課長。

西川地域包括支援課長 地域包括支援課、課長の西川でございます。よろしくお願いたします。

委員ご質問、1点目の家族介護用品支給事業、紙おむつについてなんですけれども、こちらにつきましても、おっしゃられているとおり、当初予算に比べて大幅に決算額は少なくなっております。これにつきましては、以前、予算特別委員会等でもお話があったかと思うんですけども、令和3年度に支給の対象者がそれまでと大きく変わってまして、それまでは要介護

2以上で課税、非課税の区分もなく支給させてもらっていましたが、令和3年度以降、要介護4、5、なおかつ住民税非課税の世帯の方に限るということで、いわゆる縛りを少し厳しくなりました。それにつきまして、当初予算では、実際の利用者がこのくらいあるであろうということで見込んでおりましたが、実数といたしまして128名の方が対象となりまして、実際執行した額としては345万4,000円ということで、約3分の1強になっております。

2点目のご質問につきまして、成年後見制度、こちらのほうになるんですけども、こちらにつきましては、実際の、市長申立てといたしまして、市長が後見開始の審判の申立てを行って、家庭裁判所により後見人等の選任された方の中で生活保護の受給者、あるいは、資産や貯蓄がない方が対象になってきます。実際に成年後見制度は、これまであまり利用はなかったんですけども、今後、厚生労働省の推進していく中で増えてくるであろうということ、予算は少し多めには取っておったんですけども、実際は、こちらの成果報告書にも書いてあったかと思うんですけども、申立て件数としましては3件、報酬助成としましては合計で5件、対象になっておりまして、実際の報酬申立ての5件のうちの実人数としては3人になるんですけども、ちょっと年度の切れ目とかで5件ということになっております。

それと、認知症カフェのほうなんですけども、すいません、2万8,000円ではございませんで、28万340円になっております。実際の回数としましては21回で、115名の方が対象になっているかなと思います。

以上、よろしく願いいたします。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。

まず、おむつのほう、これが縛りが強くなった、要するに要介護2以上から4か5、非課税世帯、それに加えて常時失禁というのが条件だったと思うんです。そういうふうになったことによって、令和2年度314人だったやつが128名対象になったということ。これ使えなくなった方から何かご意見とか来てないんでしょうかね。そこがあったらちょっと教えてください。

成年後見制度のところ、これちょっと私の勘違いやったのかな、在宅と施設によって支援の金額が違ったかと思うので、その件数が抜けていたように思うんですけども、ちょっとそこだけお願いします。

認知症ケアの要するに移動式カフェ、ちょっと私の金額の読み間違いで、失礼いたしました。しかもここに載ってましたね。ありがとうございます。

増田委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長 まず、紙おむつの件なんですけども、この件につきましては、もちろん様々なご意見をいただいているところでございます。そういったご意見は、担当課としましても真摯に受け止めて、研究をしております。住み慣れた地域で在宅での生活を推進していくという地域支援事業の趣旨がある中で、第9期計画以降、国や県の補助は、今のところちょっと不透明な部分もございます。そのような状況の中で、果たしてどのような制度設計や財源確保が適切なのか、国の動向も注視しつつ、真に必要な方にサービスが届くよう、

引き続き検討してまいりたい、そのように考えております。

2点目の成年後見制度のほうなんですけども、こちらのほうは、今現在利用されている方は、施設利用者の方は……、金額のほうは在宅の方の上限が2万8,000円、施設利用者の方につきましては、報酬額の範囲内ですが1万8,000円、これが月額の上限になっております。在宅と施設の利用者の方の内訳がちょっと今、人数持っておりませんので、また後刻、よろしく願いいたします。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 紙おむつの支給の条件が変わって、いろんな意見をいただいているということなんですけども、今おっしゃったように、住み慣れたおうちで在宅の介護をするというのは、これ先頃、厚生文教常任委員会でも視察しました長崎市でも、やはり、あれは地域の医師会が支援する形で、住み慣れたご自宅でできるだけそういう介護も含めて、人生を全うするということにつながっていきこうという活動をされていまして、やはり最後、病院よりも自宅がいいという選択肢、ほとんどの方がされると思うんです。そういう中でやはり行政として何ができるかということところが、やっぱりこういう1つのこと、小さなことなんですけども、これもやっぱりプラスになるのかなと思いますので、その辺り、やはりそういう対象者の方の意を酌んだところで、何とかうまく回していただければなと思いますので、また、今後どうするかはいいように検討してください。あとはまた、数字分かったら教えてください。結構です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 今、奥本委員の質問の関連というか、おむつの件なんです。これ僕、去年もお聞きしたと思うんですけども、今までありきなもんがなくなっちゃって、僕はいろんな声聞いているんですけども、これ、国からの全額補助じゃないですよ。全額補助、県とか補助あるんですか、これ。予算取りとしては900万円取ったけど、約300万円ぐらい出る、言い方悪いですけど、600万円残という形じゃないですか。これ、やっぱり補助の関係は取りあえず一旦置いておいて、そこまで受け入れる体制はあるわけじゃないですか。ちょっと条件を緩くするなり、市単費でもいいと思うんですけども、例えば常勤の方で税金を払っている方はバツとか、そういう細かい縛りをちょっと考え直して、緩和というか、飽和措置じゃないですけども、急にばーんと去年やったかな、おととしかな、3年前、ちょっとそこを、言い方悪いですよ、予算ぼんと組んでいるんだから、それだけ受け入れましょう、今日の一般会計のほうでも一緒じゃないですか、これって。不用額になっちゃうでしょ、これ。じゃなくて、やったらもう絞るところで絞れるような、ちょっと数字上を見たら、もっと受けられるのにと思っちゃうので、これはちょっとお願いだけ。前もこれ一番最初に決まった、去年かおととしかも聞いていると思うんですけども、やっぱりありもんがなくなるというのがちょっと僕ね。それで全然予算がないんやったら分からんでもないんですけども、ちょっとこれ来年に向けてよろしく願いしておきます。これはもうちょっと要望だけにしておきます。今何か答えがあるんやったら、お聞きしますけども。

ちょっともう1個聞きたいんですけど、介護給付費準備基金、これちょっといっぱいある

んですけど、結局令和4年度のはどれくらい積み立てられるのかなというのと、もう一つは、現在の基金残高ですよね。これちょっと教えていただけますか。

増田委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長 地域包括支援課、西川でございます。

ご要望ということですが、1点だけちょっと説明させていただきたいと思います。こちらの紙おむつに限らずこの3款の地域支援事業といいますのは、委員ご承知のとおり、国、県、あるいは社会保険診療報酬支払基金から補助をもらっているところなんですけども、その地域支援事業の中で、この紙おむつ事業というのが縮小という形で、国のほうから、もう数年前から指示が出ております。今後、縮小を目指す市でない限り、その地域支援事業の補助をなくしていくぞということで規模を、簡単に言えば縮小しなさいということで、そういう方向性を示されたことで、前回、うちのほうは令和3年度に、それまでに比べて縮小したという、そういった経緯がございます。ただ、この第9期計画以降、では、こっだけ減っているけどもどうしたもんやろかということは、当然担当課としても考えておりますので、今後、この第9期計画以降にどのような形が適正なのか、また、国、県とも話をさせていただきまして、考えていきたいと、そのように考えております。

以上です。

増田委員長 田中課長。

田中介護保険課長 介護保険課の田中でございます。よろしくお願いたします。

準備基金のほうですけれども、令和4年度の決算では3億6,217万5,921円となっております。令和5年度は、先日、補正予算で7,186万1,500円を計上させていただきました。今年度、基金の取崩しがなければ、補正させていただいた金額をまたプラスされる予定であります。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 おむつの件はお願いしておきますとしか言えないんですけどね。もう分かっている聞いていますけども。基金のほうは去年もお聞きしたと思うんですけど、この基金は今4億3,000万円ぐらいあるというお答えでしたかね。これは何に使われるんですかね。ご予定としては。

増田委員長 田中課長。

田中介護保険課長 介護保険課の田中でございます。よろしくお願いたします。

基金は、次期の第9期計画においても歳入として繰り入れて、保険料の軽減に活用する予定でございます。お願いします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 私も紙おむつに関連してですけれども、国がそういう方向性を示したということで、葛城市も変わったと思います。それまでは、要介護2以上、かつ住民税非課税あるいは課税関係なしに、また、常時失禁という申告でということで、非常に緩やかだったということもあって、大変多くの方が利用されたと思うんですが、これを国の方針ということで国並み基準ということにしました。世帯全員が非課税で要介護4、5の方、対象とすると。しかし、私

ももうこれやむを得ないかなと思ったんですが、もうインターネットで調べたら、各市町村のを見ると、もう実に多様にいろんなきめ細かくこの基準以外に非常にたくさんやっておられるんですよ、いろんな自治体で。これどういうことなんですかね。だから、そういうふうにおっしゃるから、我々もそうかなと思ってきたんですが、市民の方からも、いやいや、どこどこ市は、どこどこ市はと。ネット見たらいろいろ出てくると。これちょっと説明していただかないとちょっと納得できないところがあるので、ぜひそれはご説明をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、併せてですけれども、いろんな事業を委託されておられますので、この委託先についてまとめてちょっとお聞きしたいと思うんです。どういう事業者にどれぐらい委託、何件ぐらいの事業者に委託されているのか。あるいは、葛城市には社会福祉協議会がありますから、そこに委託されているのか、ちょっと委託についてまとめて聞きたいんですが、まずは208ページの3款地域支援事業費の1項介護予防・生活支援サービス事業費の中の1目介護予防・生活支援サービス事業費の中の委託料、ここに通所型介護予防事業委託料というのがあります。これの委託先は何件あるんでしょうか。同じくその下の段、訪問型介護予防事業のところにも12節委託料として訪問型介護予防事業委託料というのがあります。これがそれぞれどういうところに委託されているのかということについて伺います。それから、さらにありますか。ずっと飛びますけれども、213ページのところにも、その他事業として委託料のところにも食の自立支援・栄養改善事業委託料という委託料があります。それから緊急通報体制整備事業委託料、それから下の段、生活支援体制整備事業の委託料として12節委託料として生活支援体制整備事業委託料ということで861万4,000円ほどありますけど、これらの委託先、葛城市におけるこの介護保険事業における委託、受け皿となる事業者がどういう状況なのかということについて、少しお伺いしたいと思います。

それから、3問目ですが、211ページになります。211ページの、これは款でいくと3款地域支援事業費の2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費の中の、ページ数は211ページですけれども、地域活動支援事業講師謝礼というのが53万2,000円ほどありますけれども、これはどういう講演、講師とありますから、どういう方を対象にどういう講演をされているのか、その事業の成果、地域活動支援事業講師謝礼についてお伺いします。

以上3点よろしくお願ひします。

増田委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長 1点目のご質問の紙おむつの要介護度が違うという件なんですけども、奈良県内の12市、去年のお話の後にちょっと確認させていただきました。要介護4以上になっているのは、葛城市を含め2市、その他10市は要介護3以上になっております。住民税の課税、非課税の縛りにつきましては、12市とも同じく全員非課税ということになっております。これ、何で違うんかという話なんですけども、これ国の基準の解釈がいろいろ取れまして、何の縛りも、住民税という縛りはあるんですけども、その要介護度の中で、何の縛りもなく支給してもいいよというのは4、5、これが国の基準です。ただし、その中で、2でも3でもいいんですけども、常時失禁で、簡単に言えば紙おむつが必要な方は、認定調査をして、対

象になる方は拾ってもよいというよい規定みたいなのがあります。その中で、なおかつそれ以前に比べて条件を、先ほど言いましたように、厳しくした市町村が、地域支援事業の該当になってくる、このように聞いているんですけども、葛城市としましては、それまで2、3、4、5の中で拾っていたものを4、5に合わせた、そういった経緯がございます。

次に、委託の内訳なんですけども、ちょっとたくさんあるので順番に話させていただきたいと思います。

まず208ページ、通所型介護予防事業の委託先なんですけども、こちらにつきましては、これ短期集中型の介護予防の事業でございまして、市内にあります介護老人保健施設の施設2か所、こちらに委託をさせてもらっております。その下の209ページの訪問型のほうの委託のほうなんですけど、これも同じ介護老人保健施設2か所と、プラス口腔、口の中の機能のケアもしますので、そちらにつきましては、歯っぴいらぼといまして、歯科衛生士たちの集まっておられる会のほうに委託をさせてもらっております。次が、食の自立支援事業でしたかね。ページで言いましたら213ページ、中段辺りの委託料になるんですけども、こちらにつきましては、料理かしばという配食のお弁当屋、そちらのほうに委託をしております。その下の緊急通報体制整備事業につきましては、ALSOKのほうに委託しております。生活支援体制整備事業は、もう委員ご承知やと思うんですけども、社会福祉協議会のほうに委託をしております。

3つ目の地域活動支援事業の講師の謝礼なんですけども、こちらにつきましては、生活応援サポーターというサポーター、市民を養成するための講座に、その専門家の方に2回、講師謝礼をお支払いさせてもらっております。

以上かなと思うんですけど、以上でよろしいですかね。失礼します。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 意見で言いつ放しですけど、まだちょっと紙おむつの件ですけども、結局これは国の方向に合わせて、制限をかける方向でないと補助金が受けられないということであれば、葛城市はもう一番きちきちで一番厳しいところに来ているわけですよ。一番。もうこれどうしようもないということのように受け取ったんですけども、これはもう言いつ放しですから、あれですけども。私としては、本当に手だてがないかなと思ったのはこれ、第8期の計画書ですけども、この中にはやっぱり最期を自宅で送りたいという方が6割、でも現状は2割しか自宅で看取られていないという調査が出ております。なぜかという、やっぱり家族に負担がかかる。だから介護施設に入るという方がもう7割ぐらいおられますよね。その中で特に、家族で介護に負担がかかるのは排尿、排便、特に夜間ですね。そういうのは出ているわけです。だから、やっぱり紙おむつの問題は、非常にご本人にとっては自尊心の問題だし、非常にセンシティブな問題だから、これは何とか手当てをしてあげたいということで、葛城市は本当にそれまで十分やって喜んでおられたのが、非常に厳しくなって、もう涙流して訴えられた高齢者の方おられましたので、やっぱりこれは何か解決の仕方を模索していただきたいと、どの議員もいろいろ市民から言われているわけですよ、これはね。だから、本当にそこは考えていただけたらなと思います。これはもう、制度がありますからご無理は

言えませんけれども、何らかの形で穴が空いたらなと思っております。

それから、委託については、市内事業者にこういう介護保険に対する様々なサービスを提供する事業者の方がたくさんいらっしゃるんだなということで、これはありがたいことだなと思って伺わせていただきました。

地域活動支援事業につきましては、生活応援サポーターの養成ということで、これも、本当に身近にいて、ご近所の方にちょっとしたいろんなことで、お庭の掃除したりとか片づけしたりとか、生活応援サポーターの方、一生懸命やっておられます。たくさん増えたらいいなと思うんですけども、そういう方がきちっとサービスできるような講座ということで、よく分かりました。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

柴田委員 ちょっと生活応援サポーター支援のところ、成果報告書の105ページで、ボランティアポイントというのが出てくるんですけども、ちょっと私も調べたんですけど、ちょっとややこしいので簡単にボランティアポイント制度というのを説明していただきたいんですけど、お願いします。

増田委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長 地域包括支援課の西川でございます。

生活応援サポーターのこの制度なんですけども、こちらのほうは、ご承知かも分からないんですけども、目的としましては、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送るために、地域で活動を行う生活応援サポーターの活動を支援しまして、その地域の助け合い活動の活性化及び高齢者自身の介護予防を推進することを目的とするという、そういう目的がございます。実際に養成講座を修了された方にサポーターとして活躍いただくときには、30分で100ポイント、1ポイント1円ですので、30分で100円分のポイントが付与されます。年間で最大5,000ポイント、1人の方に付与されるんですけども、令和4年度に関しましては、サポーターの支払対象者は、合計で14人いらっしゃいました。中には、もうそういったポイントは必要ないとおっしゃられる方もいらっしゃいまして、うち3名が辞退されまして、全ポイント数としましては5万7,800ポイントございましたが、辞退者の方が2万400ポイント辞退されましたので、合計の付与したポイントとしましては3万7,400ポイント、金額はイコールになるんですけども、3万7,400円分になっております。

以上でございます。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 ちょっとボランティアの成り手というか、条件というか、そういうのはあるんでしょうか。年齢とかというのは。

増田委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長 年齢の上限は特に設けていないんですけども、下につきましては18歳以上、養成講座を受けていただくということでお願いしております。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。若い方もこういうボランティアに参加できるということで、インセンティブのポイントが現金化されるということで、インセンティブになると思いますし、大いにちょっと募っていただきたいなというふうに思います。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 今回は大変議事がスムーズに進んで、介護保険特別会計に対して十分な質疑時間があった、本当にこれありがたいなと思って、この間全然聞けなかったことを、ちょっと申し訳ないですけど、いろいろと聞かせてください。ページ数で言うと209ページです。事業内容について、どういう事業かということをお聞きしたいと思っております。209ページの3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費の2目介護予防ケアマネジメント事業費ということで、事業で介護予防ケアマネジメント事業というのがあります。この事業内容についてお伺いいたします。成果等もあればご報告いただけたらと思います。

それから211ページであります。3款地域支援事業費の2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費の中の211ページ、介護予防把握事業とあります。この介護予防把握事業の内容及び成果について、ご報告いただけたらと思います。

それから、同じく211ページ、その下の段ですけども、地域リハビリテーション活動支援事業ということで、この支援事業の中身、その成果等ありましたら教えてください。よろしくお願いします。

増田委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長 地域包括支援課の西川でございます。

1点目ご質問の介護予防ケアマネジメント事業につきましてなんですけども、こちらにつきましては、主なものになるんですけども、こちらの3款で地域包括支援課が行っております総合事業というものがございまして、これに係るケアマネジメント分、支援計画を作成する、それを保険者として国保連合会に支払う負担金、これが主になっております。あとは、人件費が主になっております。

2つ目の分なんですけども、こちらにつきましては、介護予防把握事業ですね。こちらは内容としましては、会計年度任用職員の人件費になるんですけども、実際その方に何をしてもらっているのかといたしましたら、いろいろやってもらっている中で一般介護予防を中心に、当課でいわゆる最前線で電話や窓口対応をしてもらいまして、そこでご相談受けた内容をケアマネージャーや関係機関へつなぐ、そういった役目を担ってもらっております。

3点目のこちら、地域リハビリテーション活動支援事業、こちらにつきましては、中身としましては、通所や訪問でC型介護予防事業というものを終了された後や地域での自主運動教室がない方、そういった方の受け皿となる運動教室、こちらでは元気アップ教室と呼んでいるんですけども、そちらに作業療法士や理学療法士をお呼びしまして、その分の謝礼ということになっております。令和4年度につきましては2か所で開催しておりまして、1か所は東室の公民館をお借りしまして、通算で6回、人数としましては24人、延べ73名のご利用がございました。もう1か所は市の施設で中央公民館、利用しまして、これも6回で8名、

延べ25名の方が利用されました。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 介護予防ケアマネジメント事業、それから介護予防把握事業については分かりました。ちょっと追加の質問になりますけど、地域リハビリテーション活動支援事業ということですけど、令和4年度では2か所やられたということですけども、この場所の選定とかというのはどういう形なんでしょうか。今、東室というふうにおっしゃいましたから、地域の要望があれば、その地域で元気アップのための活動をやるということなんでしょうか。ほんで、中央公民館でやられたということは広く市民に呼びかけてということなんでしょうか。その割には人数がちょっと少ないので、対象とか開催とかどういう形でやっつけていかれているのかお聞きします。

増田委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長 こちら場所の選定、実はとても困っているときがございます。なぜかといいますと、まず場所をできたら無償で貸していただきたい。あと地域の方のご協力が必要です。そういった中で大字東室に関しまして、大変ご協力をいただいた中で、これ後期に関しましてはちょっと場所の選定に困りまして、中央公民館をお借りしたという経過がございます。あと、場所の無料というのもあるんですけども、あと高齢者の方ができるだけ簡単に来れる場所、そういった場所もその選定の中に考えておりますので、もしいいところがございましたら、ご紹介いただければと思います。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 何と言っていいか分かりませんが、意見ですけど、こんななんかね、リハビリで地域でそういう活動するんだったら、それこそ大字ごとにとずっと順次計画して、地域のご協力を得られるのかなというふうな気もしたんですけど、いろいろご苦労があるので、こちら勝手に言えることではありませんけれども、なかなかいい取組だなと思いましたので、引き続き皆さんに広く参加していただけますように、よろしく願いいたします。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 介護保険制度につきましては、担当課中心に大変よくやっつけていると感謝申し上げますが、我が党としては、この介護保険制度そのものの仕組みに一貫して異議を唱えてい

るところでありますので、本制度に基づく決算については認定しかねるということで、反対の討論いたします。

要点としては、この介護保険事業といいますのは、介護保険給付の割合が公費半分、それから自己負担が半分ということで、最初からもう決められております。そのために、介護施設ができるたびに、当然これは介護保険給付費が膨らむ。そうすれば当然、個人の負担が増える。40歳以上の方の介護保険料が上がっていくというそういう仕組みになっております。したがって、不納欠損とか、そこら辺は今回は質問しませんでしたけれども、なかなか支払いが困難な方がいると。本当にとりわけ年金生活者の方、天引きということで、本当にこれ先に介護保険料を取られて、大変高いということも併せて、大変大きな介護保険に対する様々な声をお聞きしております。私としては、地方からやはりこれは国のほうにしっかりと声を上げていくことが大事ではないかと思っております。全国知事会とか全国の市長会でも、様々な要望を上げられていると思いますが、引き続きこの制度をよりよい使いやすいのにしていく必要があると私は考えております。

以上をもちまして、認定には不認定の立場で討論いたします。

以上です。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 私は、認第3号、令和4年度葛城市介護保険特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論いたします。

本年度の決算につきましては、第8期事業計画の計画値と比較いたしますと、保険給付費においては88%、新型コロナウイルスの影響により計画値から10%以上減の決算となったものです。令和3年度末の介護給付費準備基金残高は約3.6億円であり、令和4年度においては約7,100万円が積み立てられる予定であり、積み上がった基金については、次期計画において第1号被保険者の保険料への適切な活用とされるとのことで感謝いたします。

また、事業面においては、介護予防対策など地域支援事業の取組が定着し、介護保険事業の健全な運営に努力されたことは、一定の評価をするものであります。高齢者人口が増え、介護サービスが必要な方が増えていく中で、介護サービスを必要とする方と介護サービスが必要な方々を支える地域づくりのための地域包括ケアシステムを推進し、支援が適切に行える体制づくりに努めていただき、介護保険財政の円滑かつ適正な運営を図っていただくことを要望いたしまして、最後におむつの件でございますけれども、確かにホームページとか見ても他市とかいろいろ出てきても、ほぼほぼ、葛城市同じ条件。ただ、葛城市は今までずっとやっていただいて感謝されているサービスやったと思いますけれども、できるだけいろんな方法で、ここでやらんでも全体で何かできる方法ないか模索していただいて、やっぱり困ってはる方々、僕も聞いております。ぜひ来年ちょっと活用できるようにお願い申し上げます、私の賛成討論いたします。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第3号を採決いたします。

本件を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

増田委員長 起立多数であります。よって、認第3号は認定することに決定いたしました。

次に、認第6号、令和4年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。よろしくお願いいたします。

認第6号、令和4年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算書につきまして、ご説明申し上げます。

決算書245ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1,555万7,000円、歳出総額1,555万7,000円でございます。歳入歳出差引額、実質収支額ともに0円でございます。

それでは、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

251ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目介護認定審査会一般管理費では943万6,378円の支出、2項審査会費、1目介護認定審査会費では、審査会委員の報酬等552万1,247円の支出でございます。

2目市町村審査会費では59万9,108円の支出でございます。

ページめくっていただきまして252ページ、歳出合計、予算現額1,740万円に対しまして、支出済額1,555万6,733円、不用額184万3,267円でございます。

戻っていただきまして、250ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目介護認定審査会共同設置負担金では736万4,874円の収入、2目市町村審査会共同設置負担金では31万6,329円の収入でございます。

2款繰入金、1項繰入金、1目介護保険特別会計繰入金では759万2,751円の収入、2目一般会計繰入金では28万2,779円の収入でございます。

歳入合計、予算現額1,740万円に対しまして、調定額、収入額ともに1,555万6,733円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審査よろしくをお願いいたします。

増田委員長 ただいま説明願いましたが、本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第6号を採決いたします。

本件を認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 異議なしと認めます。よって、認第6号は認定することに決定をいたしました。

次に、認第4号、令和4年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてを議題といたしますが、ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時39分

再 開 午後4時00分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど奥本委員の発言で答弁漏れがございましたので、発言の申出がございました。許可をいたします。

西川課長。

西川地域包括支援課長 地域包括支援課の西川でございます。先ほどは失礼いたしました。

奥本委員のほうからご質問いただきました成年後見制度の利用者の在宅、施設の内訳の人数でございますが、令和4年度末で在宅が4人、施設が1人となっております。

以上でございます。

増田委員長 次に、認第4号、令和4年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

井上教育部長。

井上教育部長 教育部の井上でございます。よろしく願いいたします。

それでは、認第4号、令和4年度葛城市学校給食特別会計決算の認定につきまして、ご説明申し上げます。

まず、221ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額3億9,799万4,000円、歳出総額3億9,772万1,000円、歳入歳出差引額は27万3,000円、実質収支額は同額の27万3,000円でございます。

それでは、227ページをお願いいたします。まず、歳出でございます。

1款教育費、1項学校給食費、1目学校給食総務費の歳出総額でございますが、1,567万1,443円でございます。

次に、2目学校給食管理費でございますが、歳出総額が3億8,160万388円でございます。

めくっていただきまして、3目地方創生臨時交付金事業費で44万9,658円でございます。

歳出合計といたしましては3億9,772万1,489円でございます。

次に、226ページをお願いいたします。歳入でございます。

1 款分担金及び負担金につきましては1億1,857万4,260円でございます。

次に、2 款繰入金につきましては2億7,900万円でございます。

次に、3 款繰越金につきましては39万1,450円でございます。

4 款諸収入につきましては2万8,800円でございます。

歳入総額といたしましては3億9,799万4,510円でございます。

続きまして、229ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。

令和4年度中の増減はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いましたが、本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私は、228ページ、これは、1 款教育費、1 項学校給食費の2 目学校給食管理費、備考につきましては一番右、228ページの委託料の中の検便委託料、そして検査委託料、この内訳と、そして、その下にあります3 目の地方創生臨時交付金事業費、ここにつきましては10 節の需用費、ここにつきましては、消耗品と医薬材料費、これの内訳をお願いします。

増田委員長 吉村学校給食センター所長。

吉村学校教育課主幹兼学校給食センター所長 学校給食センターの吉村です。どうぞよろしく願いをいたします。

まず、1 点目のご質問の検便に関する検査のほうでございますが、これは従事しております事務職員並びに栄養教諭、合わせまして5名、在籍しておりますが、その5名の検便の検査を月2回ずつ行わせていただいております。その分にかかる費用、それに加えまして、定期的な薬剤師の点検もございまして、その中で抜き打ちで指定される食品の検査にかかる費用、これも……、すいません、食品の検査じゃなくて調理場の菌の残数検査というのをやっております、それに対してかかる費用となっております。

それと、地方創生のほうのご質問でございますが、需用費にかかる費用の内訳ということでございますが、まず、消耗品費のほうでございますが、これに43万9,978円の執行がございます。これは、牛乳のほうを各生徒のほうに提供しておりますが、その牛乳の容器を回収するためのビニール袋、これを買わせていただきましたので、それにかかる費用43万9,978円、それ以外に医薬材料費につきましては、手指消毒用のアルコールのほうを購入させていただいております。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 これ、最初の検便委託料、これ令和3年度の決算書を見ますと、この費目がなかったもので、これはもう定期的に検便を実施されておるということで了解しました。

そして、調理場の食品、これの抜き打ち検査ですね。そして、感染症拡大防止事業の消耗品、これは令和3年度に比べて45万円ほど増額しているという、これは、その牛乳の処理費というんか、その分が令和3年度はそういうことはなかったんですかね。45万円ほど上がつ

とるんですけども。

増田委員長 吉村所長。

吉村学校教育課主幹兼学校給食センター所長 ただいまのご質問でございますが、令和3年度のほうも袋のほうは購入しておりましたが、値段の上昇も加えまして、それだけの費用がかかっておるといところでございます。よろしく願いいたします。

増田委員長 松林委員。

松林委員 消耗品費、感染症拡大防止、これは牛乳を処理する袋の値段の高騰によるもので、45万円ほどになったということですかね。いずれにしても、給食の安心・安全のために最善の策を取っていただいておりますということで、了解しました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお祈いします。

ページ数でいくと228ページになります。1款教育費、1項学校給食費の2目学校給食管理費の中の、まず15節の原材料費について伺います。地産地消ということをお聞きしてあります。いろいろな議員がね。地産地消率はどの程度なのかということについて、今どういう状況になっているかお聞かせください。併せて、オーガニックということをお求められる方も若い方で大変増えてきておられますが、これについての取組がどういう状況になっているかということについてお伺いいたします。

それから2つ目、これも毎回いろいろな議員の方が聞かれていますと思いますが、12節の委託料ですけれども、食物性残渣廃棄物処理委託料ということですが、これ食物残渣、どの程度残っているのかということですね。給食を食べ残すという問題でありますけれども、これが今どういう状況になっているかについてお伺いします。

それから3つ目、先ほどちょっと牛乳パックの話が出ましたけれども、牛乳パックになっているような問題がございました。現状どのような処理を飲み残しの牛乳について、あるいは紙パックについてされているのか、この3点、お伺いいたします。

増田委員長 吉村所長。

吉村学校教育課主幹兼学校給食センター所長 学校給食センターの吉村です。どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、1点目の地産地消率に関するご質問でございますが、地産地消の率につきましては、令和4年度につきましては、市内産の野菜につきましては8.04%と、このようになってございます。それから、そこに米を加えますと51.52%となっております。それから、県内産の野菜をそこへ加えましたところでの地産地消率でございますが、令和4年度につきましては21.45%、米を加えましたところでは58.59%となっております、それぞれ若干の伸びを示しておるといところでございます。

それからオーガニックのほうでございますが、極力体に優しいものというところは、栄養士のほうも配慮した献立をしているかとは存じておりますが、細かい部分までどこまでかというのはちょっと申し訳ございません、今のところちょっと把握できておりません。

それから、残渣のほうの委託のほうでございますが、食物残渣の委託につきましては、令和4年度が、年間通じての残渣量につきましては21.333トンと、このようになってございます。令和3年度22.39トンに対しまして、若干減ってきているというような状況となっております。

それから、牛乳パックの処理の方法でございますが、牛乳パック、これまではなかなか飲み残しというところまで処理は手が届いていないというところでございます。令和4年度までは、処理できない部分も含めて処理をされていたというところでございますが、令和5年度からは、スクールサポーターの方がその処理についてお手伝いを担っていただいております。中身を必ず空っぽにさせていただいて、それからクリーンセンターのほうに、センターの職員のほうが回収して持っていくということで、ごみの減量化にもつなげておるといふところで、今やらせていただいております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 地産地消率ということですが、市内産が8.04%、野菜が、これについては、例えば何らかの形、もっと引き上げるというふうな取組は何らかされているのかどうかちょっとお聞きしたいんです。オーガニックなんかも、これは市内の方の農家との協力というのがいるんだろうと思うんですけども、そういうふうな方向性を何らかの形で考えておられるのかどうか、ちょっとこれ地産地消にしてもオーガニックにしてもやっぱり地元の方の農家とのつながりとか、あるいは育成ということも含めて、いるのかなと思うんですが、そういう体制がどうなっているかということについて、ちょっともう一つお伺いします。

それから、食物残渣についても、令和3年度よりも減少しているということですが、何らかの取組、食物残渣を減らす、お子さんにおいしく食べてもらうためのいろんな工夫、どういふことをされているのか、少しでもその成果とか何かありましたら、お願いしたいと思います。

牛乳パックの件については、これについては、スクールサポーター制度ということでやっただいているということで、これは、飲み残したものをそのまま燃やすというのはやっぱりよくないことで、これも申し上げて改善されたことは非常にうれしく思います。

最初の2点ちょっとよろしくお伺いします。

増田委員長 残渣には2つあって、調理残渣と食べ残し残渣と2つあると思うんです。その辺の分析も含めてご答弁いただけますか。

ここを区別しとかんと、21トン食べ残しとなると、なんぼほど食べ残してんねんとなるんですけども、恐らく調理残渣、皮とか、芯とか、そういったものがある一定の量あると思うんです。それが半分ずつなんか、どのぐらいの割合で残渣として出てくるのかは大事なところやと思うんでね。

吉村所長。

吉村学校教育課主幹兼学校給食センター所長 ただいまの残渣の関係でございますが、ちょっと申し訳ございません、調理残渣もひっくるめた形での計量でこれまで取り組んでいたといふとこ

ろで、ただ、学校から返ってくる部分の残食率につきましては、それぞれ資料のほうも作っておりまして、率といたしましては17.7%の残食となっております。

その残渣の取組というところにつきましては、毎年アンケート調査等も各生徒等にさせていただいております、その辺で嗜好調査という部分と、残食の多い食材がどうなのかというのは精査した中で、献立に反映をするように栄養士のほうが心がけるようにというところの取組が、この辺りにつながってきているのかなというふうに感じております。

それから、地産地消率をもっと引き上げる方法でございますが、これまでなかなか安定供給という課題の中で、ここへ特に市内産の野菜につきましては結びつけていなかったというところでございますが、今年度に入りまして、両道の駅のほうとその辺調整を取らせていただいております、今現在。事前にある程度の年間消費に関する部分の話合いもした中で、作付計画にそれを結びつけていただきまして、できるだけ地産地消に反映できるような取組にならないかということで今、話合いをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。食物残渣については食べ残しということで、残食率ということで17.7%ということでありました。この点については、献立の工夫とか、引き続きやっておられるということですけど、いっとき給食甲子園に参加するとか、有名な調理師の人を呼んでとか、いろいろやったようなときもありまして、いろいろ工夫されているようですけども、引き続きお子さんにとって楽しい、そしておいしい給食を引き続きよろしく願いいたします。

それから、地産地消の問題ですけど、吉村所長、農林課にもおられましたので、ぜひ作付計画も含めて、地元の方と提携することなしに、この地産地消も、オーガニックになったらもっとレベル上がりますけども、ぜひ、そういう体制づくりよろしく願いしたいと思えます。どうもありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 ちょっと今のもう一回再確認したいんですけど、米は100%これは葛城市産米ということやったと思うんですけども、これ、今の数字は入れてとこのをやったからこの数字、このパーセンテージということですよ。ちょっとこの場合、地産地消というところで問われているので、できたら米は100%です、野菜は市内産の、県内産こうですという言い方のほうがいいかなと思うんですけども、そこをもう一度お願いできますか。

増田委員長 吉村所長。

吉村学校教育課主幹兼学校給食センター所長 申し訳ございません。先ほど申し上げました地産地消の中身をさらに詳しくご説明申し上げますと、ただいま奥本委員からお話ありました米につきましては、全て葛城市産のヒノヒカリを使用させていただいております。野菜につきましては、令和4年度、野菜のみで8.04%と、葛城市産の使用の率はなっております。そこへ米を加えた率といたしましては51.52%、このようになってございます。それ以外に奈

良県産を含めた中での野菜の地産地消率になりますと21.45%で、100%葛城市産の米を加えますと58.59%と、このようになってございます。

以上でございます。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 そしたら、逆のことをお伺いしますけども、市内、県内以外のところ、これは大きく分けて国内産、海外産というか輸入品というか、その辺の内訳のちょっとデータを欲しいんですけども、把握されていますか。

増田委員長 吉村所長。

吉村学校教育課主幹兼学校給食センター所長 ただいまのご質問の野菜に係る部分でございますが、まずは優先して市内産、県内産というところでは選定をしておりますが、どうしても時期的にこの地域では取れないというものにつきましては、国内産等を使わせていただいている、こういうことがございます。よろしく申し上げます。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 そしたらもう輸入はない、一切ないということでもよろしいですね。以前、ブロッコリーの輸入のやつが、アブラムシの問題起こったと思うんですけど、もう一切それはなくなったという、冷凍も含めてなくなったという認識でよろしいですね。

増田委員長 吉村所長。

吉村学校教育課主幹兼学校給食センター所長 申し訳ございません。冷凍食品は、若干、輸入品も入っております。ただし、生鮮食品、生鮮の野菜につきましては、そういったことはございませんので、申し訳ございません。訂正させていただきます。

増田委員長 よろしいか。ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 僕ちょっと認識不足で申し訳ないんですけど、米100%、野菜が、今のお話やったら、葛城市産やったら8.何%、ほかにも給食で食材いっぱい使っているでしょう。例えばうどんであったり、魚であったり、いろいろあると思うんです。調味料であったり。全体で見たときに、どうなんかなと思うんです。例えば魚で奈良県産って厳しいじゃないですか、海ないからね。だから、逆に言うたら、奈良県内のものを使って全部のこの58.5何ちゃら%というのが、野菜と米だけに限るといことなんですかね。ほかのところはどういう体制なんかなと思っちゃったんです。ほんで野菜に関しては、残り41%、地産地消率上げたいというのはすごい分かるんですけども、奈良県内産、米と野菜はちょっとお米は抜きにしたとしても、野菜のほかの部分はどういった種目で、例えばそれが全く、魚でいうと奈良県内に海ないんだから取れないでしょって話じゃないですか。その問題の中で地産地消率上げるという場合、残りの41%の野菜の種類で、奈良県にない種類を使っているのか、奈良県にあるけど、まだ今使えていないのかというその線引きというのはどうなっているのかなと思うのと、もう一つは、ほかのものですよね。魚であったり、ヨーグルトであったりというのは、地産地消もへったくれもないと思うんです、正直ね。そのバランスというのはどういうふう考えられているのかなという。野菜だけを上げていこうと思ってはんのか、その辺が分からない

んです、僕。野菜だけは上げたいと思ってはんのか、例えば、ほんならこの中に果物は入っているのかであったりってあると思うんです。葛城市でも果物あるじゃないですか。その整理をちょっともう一回言っていたらいいなと思います。

増田委員長 吉村所長。

吉村学校教育課主幹兼学校給食センター所長 ただいまの地産地消の考え方でございますが、まず、4,100食ほどの給食を提供しなければならないというところで、そんだけの納品が可能であるかというところで、まず地産地消というところに結びつきにくいというのが1つ大きな難点でございます。先ほどおっしゃられた果物とか、例えば、これからでいうたら柿とかそういった部分につきましては、県の学校給食会という組織がございます。そこから仕入れさせていただいて、そういうところに結びつけるというようなこともやらせてはいただいております。ただし、金額的な違いというのがそこへは絡んできます。極端に言えば倍ほどすることもございますので、そういったときにはもうやむを得ず県外産というようなところも含めた中で、限られた原材料費の中での取組というのも掛け合わせて進めているというところが現状でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 ちょっと気になったのが、地産地消という考え方で、いつもお米と野菜というお話が出てくるんですけども、果物であったりというそういうところ、値段が高いとかという話、大変やと思います。ぶっちゃけこれ、献立が決まった中でちゃんと入れられるのかどうかというのもありながらのお話なので、努力はされていると思うんですけども、ちょっとそういったところの目も向けていただいて、果物は葛城市産を使っていますよであったりと、果物ぐらいなんかな、あとはできるのは。そういうところでもちょっと努力して上げていただけたらなとすごい思うんです。これはちょっと一旦それもうお願いするしかないので来年に向けて。

これも来年に向けてもう一つ、残渣のお話なんですけども、これは提供している給食数は毎年ほぼ一緒なんですかね。令和3年度より下がっているとおっしゃっているんですけども、提供している給食数が少なけりゃ、そら今年も少ないでしょというお話になってくるんですけども、その辺のデータも来年入れていただけたらなと思うんです。例えば、こっだけ提供していて、同じだけ出しとって下がったたら、それは何らかの効果があつたんやろなと思うんですけども、コロナのときやったら給食なかったときもあつたわけで、今でも、その辺の給食数、大体一緒なんかなと思うんですけども、その辺のデータも出していただけたら、分母が分かりやすいかなと思うので。これは、今分かればお聞きしたいです。去年より下がったっておっしゃったからね。1トン近く。そのまま出されている給食の数が一緒やったら、効果があつたのかなと思うんですけども、その辺のデータがあればうれしいですけどね。なければ次に出していただければいいと思いますけど。

増田委員長 吉村所長。

吉村学校教育課主幹兼学校給食センター所長 ただいま杉本委員からおっしゃられました食数のほうでございますが、令和4年度の実績といたしましては4,177食、一月当たりになってござい

ます。ちょっと令和3年度じゃなしに令和5年度との比較……。

(発言する者あり)

吉村学校教育課主幹兼学校給食センター所長 申し訳ございません。

増田委員長 分からんな。

吉村学校教育課主幹兼学校給食センター所長 ほぼ一緒でございます。

増田委員長 コロナ前の数字、令和元年度とかもう分からないですね。スタートの時点とかも分からないですか。以前に聞きましたよね。今は分からない。結構です。

杉本委員。

(発言する者あり)

増田委員長 吉村所長。

吉村学校教育課主幹兼学校給食センター所長 令和3年度が4,222食でございます。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 ほんなら、令和3年度より約50食ぐらい今年は少ないということですよ。50食、50人前ということですよ。なるほど。来年からこれの数字と、小学校から出されている残渣の17.何%とさっきおっしゃったじゃないですか、それもちょっと併せて、載せといていただければ、もう大体分かると思うんです。何せ今やったら、単純に令和3年度は22.3トンの残渣があって4,222食、令和4年度が21トンで、減っているけど2,177食と、50食ぐらい減っているわけじゃないですか。それがちょっと今後どういうふうにつながっていくか、コロナ間というのはちょっと僕、参考にできひんと思うので、これからの残渣というのを見るときに結構重要なかなんかと思ってるんです。だからその辺、1食に掛け合わせるだけで、割るだけでもう大体出てくるわけじゃないですか。ええ悪い別として、参考にさせていただければなど。僕らもそれ参考にしたいんです。あと地産地消の考えにしても、一旦ちょっと大きくもうちょっと広く見ていただいて、野菜部門、米部門というのは分かるんですけども、野菜部門もあってもいいんじゃないかなんか。ほんで全部の食材に対して何%なんかなんかというのが出て分かればうれしいかなんか僕思うので、これは来年からそういう動きをやっていただきたいなと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 1点お聞きします。歳入のところになりますけれども、1款分担金及び負担金の1項負担金、1目教育費負担金ということで、学校給食負担金、給食費ですけれども、ここで収入未済額というのが出てまいっております。これにつきましては、従来から公会計のほうに移行して、これは先生方の現場での負担を減らすということもあって、あるいはこの収入未済額、不納欠損ゼロになっていますけれども、こころの処理においても、もう公会計に移行したほうがいいんじゃないかと、これは文部科学省辺りも言うているようですけれども、この現状についてどうなっているのかお聞きいたします。

増田委員長 吉村所長。

吉村学校教育課主幹兼学校給食センター所長 ただいまご質問いただきました公会計化に向けての取組のほうでございますが、本年度の令和5年度の予算で、公会計化システムの導入構築の予算を計上させていただいております。今月の8日になりますが、このシステムの導入に向けてのプロポーザルの公告をさせていただいております。今現在、その導入に当たって、参入する希望業者があるかどうかというようなところを募っているところでございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。決算特別委員会で奥本委員あたりも熱心にこれずっと取り上げてこられまして、やっと動き始めたなということで感謝申し上げます。

最後にちょっと要望ですけれども、先ほど杉本委員もありましたけれども、この成果報告書の中に、毎年食物残渣とか食べ残しとか、ずっと聞くことありますし、地産地消率も聞いておりますので、ここにちょっとしっかりと今後成果として、ぜひ報告していただきたいと、これは要望申し上げます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第4号を採決いたします。

本件を認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第4号は認定することに決定をいたしました。

次に、認第8号、令和4年度葛城市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 失礼いたします。上下水道部の井邑でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいま議題となりました認第8号、令和4年度葛城市水道事業会計決算につきましてご説明を申し上げます。説明の都合上、ページを行ったり戻ったりいたしますが、ご容赦をお願いしたいと思います。

それでは1ページをお開き願います。水道事業決算報告書でございます。記載の金額は全

て税込み金額となっております。

まず、収益的収入及び支出の収入では、水道事業収益予算額合計7億9,941万2,000円に対し、決算額は8億531万2,848円で590万848円の増となりました。支出では、水道事業費用予算額合計7億8,435万4,000円に対し、決算額は7億4,574万7,294円で3,860万6,706円が不用額となりました。

2ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入では資本的収入予算額合計6,282万円に対し、決算額は1億1,742万5,209円で5,460万5,209円の増となりました。支出では、地方公営企業法第26条の規定による繰越額を含めた資本的支出予算額合計4億3,090万7,000円に対し、決算額は3億5,741万2,700円でございます。地方公営企業法第26条の規定により、6,591万7,500円を翌年度に繰り越し、757万6,800円が不用額となりました。

ページ飛びまして、16ページをお願いいたします。水道事業報告書でございます。

まず1、概況(1)総括事項の営業についてでございます。令和4年度末の給水戸数は、前年度より151戸増の1万5,119戸で、給水人口は161人増の3万7,782人となりました。年間有収水量は、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分に係る生活支援及び経済的負担の軽減として水道料金の基本料金8か月分の免除を行ったことにより、前年度より58万5,000立方メートル減の383万5,000立方メートルで、有収率は80.67%となりました。なお1日平均配水量は1万3,026立方メートルで、ピーク時には1日最大1万6,294立方メートルを配水いたしました。

17ページに移りまして、建設改良についてでございます。令和4年度は尺土地内上水道配水管新設工事、新庄浄水場各種計器更新工事及び兵家浄水場緩速ろ過池更生工事等を実施し、前年度に引き続き老朽化に伴う配水管布設替工事を施工いたしました。

次に、経理についてでございます。地方公営企業の独立採算制に沿った経営の合理化に努め、収益的収支につきましては、税抜き金額で水道事業収益7億3,905万2,277円に対して、水道事業費用は7億167万2,043円で、3,738万234円の当年度純利益となりました。また、資本的収支につきましては、こちらは税込み金額で、収入額1億1,742万5,209円に対し、支出額は3億5,741万2,700円で、資本的収支の不足額2億3,998万7,491円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金及び建設改良積立金にて補てんいたしました。

18ページに移りまして、(2)経営指標に関する事項についてでございます。経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は、受水費、減価償却費、委託料、動力費及び修繕費等の費用の増加により、前年度比16.92ポイント減の105.37%となりましたが、健全経営の水準とされる100%を上回っております。また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は、前年度比30.02ポイント減の86.59%となり、事業に必要な費用を給水収益で賄っている状況とされる100%を下回りました。これは、水道料金の基本料金8か月分の免除を行ったことによるものでございます。一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度比0.62ポイント増の54.62%となりましたが、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は、前年度比1.00ポイント減の5.97%、当該年度に更新した

管路延長の割合を示す管路更新率は、前年度比0.49ポイント増の0.98%にとどまっています。これは法定耐用年数を経過した管路の更新を優先して実施しているものの、その更新が施設全体の老朽化に追いついていないためであり、今後は現在の経営状況を維持しつつ計画的に施設の更新を進めていく必要がございます。

次に、損益計算書につきましてご説明申し上げます。4ページにお戻りください。

1、営業収益は5億5,366万3,991円、2、営業費用は6億9,777万2,417円で、1億4,410万8,426円の営業損失となりました。

5ページに移りまして、3、営業外収益は1億8,538万8,286円、4、営業外費用は358万3,456円で、営業外収益と営業外費用の差額は1億8,180万4,830円となり、先ほどの営業損失にこの額を加えた額3,769万6,404円の経常利益となりました。

6、特別損失で31万6,170円を計上し、当年度純利益は3,738万234円となり、前年度繰越利益剰余金16億6,963万4,641円を加えました当年度末処分利益剰余金は17億701万4,875円となりました。

ただいまの内訳につきまして、収益費用明細書でご説明申し上げます。

ページ飛びまして、24ページをお願いいたします。この明細書の金額につきましては、税抜き金額での記載でございます。

まず収入の部でございますが、1款水道事業収益は7億3,905万2,277円でございます。

1項営業収益は5億5,366万3,991円で、1目給水収益は5億215万6,437円で、備考欄記載のとおり、供給単価は130円93銭となっております。

3目その他営業収益は5,150万7,554円でございます。

2項営業外収益は1億8,538万8,286円で、1目受取利息及び配当金は71万8,518円、2目他会計補助金は6,127万5,760円、3目長期前受金戻入は1億2,177万7,015円、4目雑収益は161万6,993円でございます。

続きまして、25ページからの支出の部でございます。

1款水道事業費用は7億167万2,043円で、備考欄記載のとおり、給水原価は149円62銭となりました。

1項営業費用は6億9,777万2,417円で、その内訳といたしまして、1目原水及び浄水費では3億975万7,584円の支出でございます。

26ページに移りまして、2目配水及び給水費では3,444万7,784円の支出、27ページに移りまして、3目受託工事費では519万1,032円の支出でございます。

4目総係費では9,633万53円の支出でございました。

28ページに移りまして、5目減価償却費では2億4,558万6,747円の支出でございます。

29ページに移りまして、6目資産減耗費では591万9,817円、7目その他営業費用では53万9,400円の支出でございます。

次に、2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費で358万3,456円、3項特別損失、3目過年度損益修正損で31万6,170円の支出でございます。

次に、資本的収支明細書につきましてご説明申し上げます。30ページをお願いいたします。

この明細書の金額につきましても、税抜き金額となっております。

まず、収入の部でございます。1款資本的収入の合計額は1億1,675万191円で、4項1目負担金その他諸収入で675万191円、6項投資返還金、1目長期貸付金返還金で1億1,000万円でございます。

31ページに移りまして、支出の部でございます。1款資本的支出の合計額は3億3,042万5,470円でございます。その内訳といたしまして、1項建設改良費、1目浄水設備費で8,972万2,929円、2目配水設備費で1億8,941万2,089円の支出でございます。

32ページに移りまして、4目固定資産購入費で278万2,520円、5目リース債務支払額で135万7,184円の支出でございます。

次に、2項1目企業債償還金では4,715万748円を償還いたしました。

次に、貸借対照表につきましてご説明申し上げます。6ページまでお戻りください。

まず、資産の部といたしまして、1、固定資産の合計は7ページに記載しております55億8,517万512円でございます。2、流動資産合計は16億4,664万6,204円で、資産合計は72億3,181万6,716円でございます。

次に、負債の部でございます。3、固定負債合計は1億80万7,371円でございます。

8ページに移りまして、4、流動負債合計は2億3,857万24円でございます。5、繰延収益合計は22億1,274万6,561円で、負債合計は25億5,212万3,956円でございます。

次に、資本の部でございます。6、資本金合計は15億6,367万8,152円でございます。

9ページに移りまして、7、剰余金合計は31億1,601万4,608円で、資本合計は46億7,969万2,760円、負債資本合計は72億3,181万6,716円でございます。

次に、12ページにお進みいただきます。キャッシュ・フロー計算書でございます。

1、業務活動によるキャッシュ・フローは4,572万2,734円のプラス、次のページに移りまして、2、投資活動によるキャッシュ・フローは1億5,216万7,347円のマイナス、3、財務活動によるキャッシュ・フローは4,850万7,932円のマイナスで、合計1億5,495万2,545円の資金が減少し、資金期末残高は13億4,537万4,900円となっております。

最後に、剰余金処分計算書につきましてご説明申し上げます。

15ページを願います。一番右の列をご覧いただきたいと思っております。未処分利益剰余金、当年度末残高17億701万4,875円のうち、738万234円を減債積立金に、1,200万円を利益積立金に、1,800万円を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、合計3,738万234円を処分いたします。処分後残高16億6,963万4,641円につきましては、繰越利益剰余金といたします。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いましたが、本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 23ページが分かりやすいと思っておりますので、23ページをお願いします。給水原価表ということで、令和3年度と令和4年度の比較があるわけですがけれども、給水原価、供給単価とも大幅に上がっております。この理由として、水道料金の基本料金8か月免除というのがあるの

か分かりませんが、もしそういうことであればその影響を取り除いて、どうなるのかということをお聞きしたいのが1つです。

それから、2番目はこれ見ていただいたら分かりますように、給水原価のほうが供給単価を上回っております。つまり本来だったら、原価のほうが高いわけですから、売値よりね。だけど、経営的には黒字になっているというのは営業外収益が結構あったんだろうと思うんですが、どういうことから営業外収益が上がっているのか。営業外収益は1億何ぼか、ちょっともうこの表では見ませんが、かなり営業外収益によってこの赤字分をカバーできたのかなと思いますので、その営業外収益の内訳を教えてくださいたいと思います。

併せてですけれども、今回コロナ禍の水道料金、基本料金免除ということがありましたから、ちょっと分かりにくくはなっているんですが、18ページのところにあります料金回収率、これが86.59%となっております。これが8か月分の基本料金の免除を除いた場合どうなるのか、その影響を除いた場合はどうなるのか。これが分かりましたら教えてくださいませんか。

増田委員長 福森水道課長。

福森水道課長 上下水道部水道課、福森です。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、1点目の給水原価の上昇につきましてですねんけれども、これ、給水原価の上昇につきましては、まず1点目が県水受水の増加、受水費の増加になります。これにつきましては、令和4年3月の竹内浄水場の浄水のカビ臭発生、また、同年の6月の減圧弁故障による屋敷山配水池の使用不能による自己水の浄水供給量不足を補うため、県営水道の受水量を増量したものであります。

2点目といたしましては、電気料金の高騰。これにつきましては、原水、浄水、各浄水場の電気料金の高騰によるもの。

それから、3点目が修繕工事費。これにつきましては、先ほど説明させていただきました減圧弁故障により、修繕工事等の費用が増加したものであります。

4つ目として、総係費の委託料として、水道事業認可の変更の手続、これは単年度ですねんけれども、これが約2,400万円ということで、給水原価の上昇の影響がこの4点を挙げられると思います。

続きまして、営業外収益について説明をさせていただきます。決算書の5ページの営業外収益ですが、(2)の他会計補助金、これにつきましては、8か月間の基本料金減免に伴って、一般会計から他会計補助金としてその減免分を補うために、補助金として上がっていた分の、件数としては5万8,919件の1,040円ということで、6,127万5,760円。これの営業収益が前年度より大幅に増加したものであります。

最後に、料金回収率、減免除いた分ですねんけど、手元にちょっと算出しておりませんので……。すぐ計算させます。

増田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後4時54分

再 開 午後5時00分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

説明をお願いします。

井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑です。お待たせいたしました。

まず、料金回収率ですので給水単価と原価の両方を計算することになりますので、ちょっとその仕方について、まず説明させていただきます。

それでは、24ページの上のほうに供給単価の計算式が載っておりますけども、この給水収益5億215万6,437円に、2項営業外収益の2目他会計補助金6,127万5,760円を加えますと、5億6,343万2,197円になります。その金額を有収水量で割りますので、減免前の水量に戻した値を用います。それが16ページに記載しております有収水量、括弧書きの437万8,000トンでございますので、供給単価のほうは128円70銭となります。一方、給水原価のほうですけども、こちらは25ページの備考欄の一番上に記載されておりますA B C Dの計算によりますと5億7,384万8,426円となり、先ほどの免除前の有収水量437万8,000トンで割りますと、給水原価1トン当たりの単価が131円08銭となり、先ほどの金額を割りますと、最終的には98.18%となるところでございます。失礼いたしました。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。16ページのところに括弧書きでちゃんと有収水量とか出ていましたので、それに合わせて当然料金回収率も出てくるものだと思っていましたので、98.18%やから、かなり料金回収率としては、従来は100%超えているところでしたけれども、先ほどのコロナ禍の減免を除いても、竹内浄水場のカビ臭とそれから弁之庄での減圧弁の故障による漏水、これが大きく影響したものだと考えます。引き続き、葛城市におきましても老朽化が進んでおりますので、これについてしっかり対応していただきたいと思うんですけども、つきましては、ちょっと私も気になるところがありまして、1つは2ページの建設改良費ということになるわけですけども、資本金収入及び支出の支出のところの第1款、第1項建設改良費、ここに管路の更新及び浄水場等、施設の更新のための建設改良費が計上されているわけですけども、予算額におきましても、地方公営企業法第26条の規定による繰越額がここにあります。1,600万円余り計上された予算ですが、決算を見ますと、この翌年度繰越額が6,500万円と増えております。これについて、昨年度、こういうふうに繰越しが増えていくということは、ある意味でこの建設改良費がちょっと滞ったのかなというふうにこの決算を見て思ったんですけども、この理由についてお伺いいたします。

増田委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。よろしく申し上げます。

ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

繰越しの内訳につきましては、まず4件あります。1件目が、施設の工事で、南藤井内池取水塔の改修工事でございます。これが1件目の繰越しの分でございます。2件目が新庄浄水場監視制御機器修繕工事、これが2件目になります。3件目として、新庄浄水場高速凝集沈殿池の現場整地更新工事になっています。4件目は、これにつきましては工事ではござい

ませんねけど、給水車の購入は、これコロナの影響によって部品が入ってこないということ
で、この4件として繰越しをさせていただいた金額で、排水管工事につきましては、繰越し
はいたしておりません。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 最後になりますけど、繰越しということが、給水車については、コロナで部品が入らな
かったから給水車そのものが購入できなかったということですけども、例えば、新庄浄水場の
施設の処理についても同様であればいいんですけども、例えばこれが人員の不足によって、
こうした積み残しが出るということがあれば、人員の配分を含めてお願いしたいと思うとこ
ろです。ちょっともう質問ができませんので、言い放しになりますけれども、よろしくお
願いします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 25ページの18節委託料、ちょっとこれ僕、前に気がついて、聞かな、聞かなって今、久々
に思い出したので聞きます。水質検査委託料ってあるんですけども、270万円、この水質検
査というのはどこかに頼まれているんですか。委託料というぐらいやねんから。次のページ
行ってもらって、26ページの31節負担金の中の備考の中の水質検査センター組合負担金、こ
れがね僕、この水質検査センター組合負担金の負担しているわけじゃないですか、うちから。
ここにも水質検査をお願いしているのかということなんですか。というのも、葛城市の中
のホームページに載っている水質検査のやつって、奈良広域水質検査センター組合のやつは
ちょっと項目が少ないような気がするんです。奈良広域水質検査センター組合のやつはだ
ってあるじゃないですか。同じことをやっているのかなと気になっているところなんですよ
ね。その辺、どっかで見れるのかということと、あとどこに委託されているのか、この2つお
願いできますか。

増田委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。どうぞよろしくお願いいいたします。

ただいまの杉本委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、25ページの水質検査委託料、これにつきましては、奈良広域水質検査センター組合
から、年間の検査日程をいただきまして、それに基づいて1年間の検査を行っているもので
あります。うちの職員が採水いたしまして、それを検査センター組合に持っていきまして、
それに伴う検査手数料として検査するたびに毎回、検査センター組合に支払っているとい
うこと、これが検査の委託料になります。

増田委員長 270万円。

福森水道課長 270万円のほうがそういう形になります。負担金の水質検査センター組合負担金につ
きましては、これ各自治体ごとに、浄水場とか、そういう施設を持っている割合によって負
担金を奈良広域水質検査センター組合のほうが定めておりまして、葛城市としては、毎年
大体この135万円から136万円の負担金を支払っております。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 そしたらその水質検査センター組合から計画が来たやつを部署で調べて、それを水質検査センターに持って行って調べてもらっているってことなんですか。なるほど。県のホームページとかやったら浄水場の結果が並んでいるじゃないですか。あれは、御所市と桜井市だけという話で、うちの検査の結果というのは、葛城市のホームページに載っているやつが検査の結果ということなんですかね。水質検査センターから送られてきた結果があれってことですかね。でよろしいですか。

増田委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。ただいまの杉本委員のご質問にお答えさせていただきます。

水質検査、うちで採水をして、持っていった水質検査につきましては、うちの水質検査ということで、検査ごとにホームページに載せさせていただいております。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 検査されるのは向こうの水質検査センターの、ただ、こちらで調べたデータを持っていているわけじゃなくて、こっちで取った水質を調べられているのはどこかとお聞きしたいんですけども。

増田委員長 福森課長。

福森水道課長 水質検査自体は奈良広域水質検査センター組合のほうで検査していただいて、そのデータを送っていただいて、それに基づきまして、ホームページに掲載をさせていただいております。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 ちょっといっぱい項目あるの、また違うんですかね。何か、今うちで、ホームページで見ている、ちょっと後でもう一回確認してもらってもいいんですけど……。

(発言する者あり)

杉本委員 なるほど。3つに分かれていますもんね、あれ。なんか毎月のやつと、3つぐらいあるじゃないですか、その辺がちょっとよく分からなくて、合算したら全部、水質検査センターが出しているやつで届くんかどうかということをお聞きしたいだけなので。

増田委員長 西川補佐。

西川水道課長補佐 水道課の西川です。よろしく申し上げます。

ただいまのご質問ですが、水質検査も時期とか種類によって何項目かに分かれています。毎月検査しなければいけないもの、年に4回のもの、年に1回のものというふうに分かれておりまして、それを計画を提出した上で、その計画どおりに検査をしているということになりますので、毎月検査の分はこの項目、年に4回の項目検査と言われるようなものについてはこの項目、年に1回の浄水、原水の全項目検査ということになりましたら、51項目全ての水質について検査いたします。その分については、全てホームページで公表しております。

以上です。

増田委員長 よろしいか。ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第8号を採決いたします。

本件を認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 異議なしと認めます。よって、認第8号は認定することに決定をいたしました。

最後に、認第9号、令和4年度葛城市下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件つき、提案者の内容説明を求めます。

井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいま議題となりました認第9号、令和4年度葛城市下水道事業会計決算につきましてご説明申し上げます。下水道事業会計は、令和2年度から地方公営企業法を適用し、これが3回目の決算となります。

それでは、1ページをお願いいたします。下水道事業決算報告書でございます。記載の金額は税込みとなっております。

収益的収入及び支出の収入では、下水道事業収益予算額合計12億1,447万6,000円に対し、決算額は12億821万1,768円で、626万4,232円の減となりました。支出では、下水道事業費用予算額合計11億9,653万8,000円に対し、決算額は11億8,476万7,347円で、1,177万653円が不用額となりました。

2ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入では、資本的収入予算額合計4億6,982万5,000円に対し、決算額は4億5,342万5,000円で、1,640万円の減となりました。支出では、資本的支出予算額合計8億7,950万9,000円に対し、決算額は8億6,681万6,755円で、1,269万2,245円が不用額となりました。

ページ飛びまして、16ページをお願いいたします。下水道事業報告書でございます。

まず、1、概況(1)総括事項の業務状況についてでございます。令和4年度末の処理区域内人口は3万7,430人で、前年度と比較し、179人増加、水洗化人口は3万5,029人で、344人増加いたしました。年間有収水量は377万1,007立方メートルとなりました。

次に、建設改良についてでございます。新村地区でマンホールポンプ場の改修工事、尺土地区で管渠布設替え工事を実施し、汚水ます設置工事等を施工いたしました。

次に、経理についてでございます。収益的収支につきましては税抜き金額で、下水道事業収益11億7,266万3,098円に対し、下水道事業費用は11億5,435万6,503円で、1,830万6,595円の当年度純利益となりました。また、資本的収支につきましては、こちらは税込み金額で、収入額4億5,342万5,000円に対し、支出額は8億6,681万6,755円で、資本的収支の不足額4億1,339万1,755円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金、減債積立金で補てんいたしました。

17ページに移りまして、(2) 経営指標に関する事項についてでございます。経営成績について経営の健全性を示す経常収支比率は、営業外収益の減少による収益の減少により、前年度比2.37ポイント減の101.59%となりましたが、健全経営の水準とされる100%を上回っております。また、料金水準の妥当性を示す経費回収率は、前年度比4.75ポイント増の59.56%となりましたが、100%を下回っており、事業に必要な費用を使用料収益で賄えていないため、今後も経費削減等に努め、適正な事業運営に努めていく必要がございます。償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度比3.06ポイント増の9.29%となりました。なお、法定耐用年数を経過した管渠はございません。

次に、損益計算書につきましてご説明申し上げます。4ページまでお戻りください。

1、営業収益は3億5,596万2,570円、2、営業費用は10億2,712万3,266円で、6億7,160万696円の営業損失となりました。

5ページに移りまして、営業外収益は8億1,670万528円、営業外費用は1億2,711万1,707円で、営業外収益と営業外費用の差額は6億8,958万8,821円となり、営業損失にこの額を加えた額、1,842万8,125円の経常利益となりました。

5、特別損失は12万1,530円で、経常利益からこの額を差し引いた額、1,830万6,595円の当年度純利益となりました。前年度繰越利益剰余金はございませんので当年度未処分利益剰余金も同額でございます。

内訳につきまして、収益費用でご説明申し上げます。23ページまでお進めください。この明細書の金額は税抜き金額でございます。

まず、収入の部でございますが、1款下水道事業収益は11億7,266万3,098円でございます。1項営業収益3億5,596万2,570円で、1目下水道使用料は3億5,579万7,570円、3目その他営業収益は16万5,000円でございます。

2項営業外収益は8億1,670万528円で、3目他会計補助金は4億7,730万4,000円、4目補助金は894万5,376円、5目長期前受金戻入は3億3,040万7,372円、6目雑収益は4万3,780円でございます。

24ページからの支出の部でございます。1款下水道事業費用は11億5,435万6,503円でございます。1項営業費用は10億2,712万3,266円で、その内訳といたしまして、1目管渠費では4,760万6,032円、25ページに移りまして、3目業務費では1,054万8,142円、4目総係費では2,112万5,949円の支出でございます。

26ページに移りまして、5目減価償却費では7億1,933万5,220円の支出でございます。7目流域下水道維持管理負担金では2億2,850万7,923円の支出でございます。

次に、2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費で1億2,711万1,707円、3項特別損失、4目過年度損益修正損で12万1,530円の支出でございます。

27ページからの資本的収支明細書につきましてご説明申し上げます。こちらの明細書につきましても、税抜き金額の記載となっております。

まず、収入の部でございます。1款資本的収入の合計額は4億5,342万5,000円でございます。その内訳といたしまして、1項1目企業債で3億5,570万円、3項1目他会計補助金で9,772万5,000円でございます。

28ページに移りまして、支出の部でございます。1款資本的支出の合計額は8億6,167万8,929円でございます。1項建設改良費では6,755万1,213円の支出で、その内訳といたしまして、1目下水道建設費で5,377万6,608円、2目流域下水道建設負担金で1,377万4,605円の支出でございます。

2項1目企業債償還金では7億9,412万7,716円を償還いたしました。

次に、6ページにお戻り願います。貸借対照表でございます。

まず、資産の部といたしまして、1、固定資産合計は207億8,064万3,798円、2、流動資産合計は7ページに記載の9,485万6,294円で、資産合計は208億7,550万92円でございます。

8ページに移りまして、負債の部でございます。3、固定負債合計は72億6,548万4,062円、4、流動負債合計は7億9,410万6,342円、5、繰延収益合計は94億7,181万7,576円で、負債合計は175億3,140万7,980円でございます。

9ページに移りまして、資本の部でございます。6、資本金合計は33億11万8,429円、7、剰余金合計は4,397万3,683円で、資本合計は33億4,409万2,112円、負債資本合計は208億7,550万92円でございます。

次に、キャッシュ・フロー計算書につきましてご説明申し上げます。12ページをお願いいたします。

1、業務活動によるキャッシュ・フローは4億2,190万9,554円のプラス、2、投資活動によるキャッシュ・フローは6,765万5,213円のマイナス、13ページに移りまして、財務活動によるキャッシュ・フローは3億5,370万2,716円のマイナスで、それらの合計55万1,625円の資金が増加し、資金期末残高は2,088万4,835円となっております。

最後に、剰余金処分計算書についてご説明申し上げます。

15ページにお進みください。表の一番右側をご覧ください。未処分利益剰余金当年度末残高1,830万6,595円のうち、1,730万6,595円を減債積立金に、100万円を建設改良積立金にそれぞれ積立いたします。よって、全額を処分するため繰越利益剰余金は0円となります。

以上、説明といたします。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いましたが、本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 ちょっと教えていただきたいんですけど、20ページ、業務のところ、業務量についてこう書いてあるんですが、その表、(1)業務量の表の中に、整備率、普及率、水洗化率とい

う比率があります。これの計算式、教えていただけないでしょうか。葛城市は大変、下水道普及率は非常に高いということで、県内でも高い地域ですけども、もともとの計算の式、これちょっとお願いできませんでしょうか。

それから、どれで見たらいいのかあれですけども、23ページで行きましようか。収益費用明細書の収入の部、1款下水道事業収益、2項営業外収益、3目他会計補助金、1節他会計補助金とあります。一般会計からの補助金が4億7,000万円ほど入っているわけですけども、下水道使用料以上の一般会計からの補助金によって収益が保たれて、経常収支比率も100%ちょっと超えているということですが、これについて、他会計補助金の性格、私もよく分からないんですが、法定繰入れとか法定外繰入れとか言い方がありますけれども、これについてどの程度、法律上認められているのか、あるいは葛城市独自に措置しているものなのか、その内訳があれば教えていただけないでしょうか。この他会計補助金についてですね。以上2点お願いいたします。

増田委員長 野地課長。

野地下水道課長 下水道課の野地でございます。よろしくお願いいたします。

まず、1点目の質問の整備率ですけども、整備率の計算式は、分子に認可整備面積で、分母に認可計画面積で出します。ですので、その計算式に当てはめると、令和4年度につきましては91.09%となるところでございます。

次に、普及率ですけども、普及率につきましては、分子に処理区域内人口、分母に住民基本台帳人口で計算をいたしまして、令和4年度につきましては98.99%となるところでございます。水洗化率ですけども、分子に水洗化人口、分母に処理区域内人口で計算をいたしまして、水洗化率のほうが、令和4年度で93.59%となるところでございます。

ご質問の2点目の、4億7,000万円のうちの幾らかというところですけども、毎年総務省から出てくる繰入れ基準にかかる金額につきましては、2億2,564万1,000円が、いわゆる基準内繰入額と言われるものでございます。

以上です。

増田委員長 その先は、聞かんでよろしいか。

谷原委員。

谷原委員 基準内繰入れということですけども、ということは、4億円何がしかとの差は基準外繰入れということになって、それは葛城市の独自の予算措置というふうに考えていいのかどうか、これについて伺いますが。

併せて、経常収支比率がちょっと悪化してきていますよね。毎年ですね。ここら辺はどういうことなのかということをお伺いいたします。

増田委員長 野地課長。

野地下水道課長 下水道課の野地でございます。

おっしゃるように、基準内繰入れのほかの基準外繰入れについては、いわゆる赤字補てんという形で下水道使用料のほうを抑えるために一般会計から繰り入れている金額となります。

2点目の経常収支比率が悪くなっているという理由ですけども、まず、経常収支比率とい

いますのは、料金収入や一般会計からの繰入金などの収益で、維持管理費や支払利息などの費用をどの程度賄えているかを表した指標でありまして、100%を下回ると収支が赤字であることを表します。計算式につきましては、分子に経常収益、分母に経常費用で算出いたします。令和4年度では101.59%となっておりまして、令和3年度に比べまして2.37ポイント減少しております。減少している理由ですけれども、現在、一般会計からの補助金については、現金が不足する額を補助金としていただいている状態ですけれども、経常収益には長期前受金戻入、経常費用には減価償却費などの非現金科目も含めて計算いたしますので、その辺が、経常収支比率が悪くなっている要因となっております。ちなみに、令和5年度の当初予算では100.6%となっておりますけれども、現金の不足額を補助していただいているという現状ですと、令和6年度ぐらいからは100%を下回ってくるのかなと考えております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 非現金化するもの、長期前受金戻入とか、減価償却費の件で、ここも計算に入ってくるということですが、これは、要は減価償却費と長期前受金戻入の比率は変わってきているから、経常収支比率に影響を受けているということですか。その非現金化の部分がどう影響するかちょっとよく分からなかったのが、今の説明です。つまり、一般会計から現金化の部分の補助金が少なくなれば、あるいは経費に対して補助金が少なくなれば当然経常収支比率は悪くなるわけですが、非現金化のところの影響がちょっとよく分からなかったのもう一度説明いただけませんか。

増田委員長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑です。

ただいまのご質問ですが、課長が申しあげましたように、資金ベースで一般会計からの補助金を現在のところいただいております。そうしますと、現金が必要な支出の大きなものとして企業債の償還元金、それに付随する利息というのがございますけれども、それは年々少なくなってきておりまして、逆に減価償却費のほうは、前年度取得資産の影響によりまして若干高くなってきます。そのプラスとマイナスの差がございますので、損益計算のほうにおきましては、どんどん比率のほう落ちてきているという現状でございます。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 つまり、過去の投資による減価償却費がどんどん増えてきているので経費が増えて、そのために悪化していくと。現金そのものは、一般会計からの運転資金としてちゃんと入っているので回ってはいくけれども、計算上はこのような形でなるというふうに理解しました。ただ、令和6年度以降、100%下回るということになれば、下水道料金についてどうなるのかということが今後議論になるのかなと思いますので、ちょっと我々もしっかり勉強しないと、どういうことかということがありますので、引き続きよろしく願いいたします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 1つだけ。26ページの支出の部の7目流域下水道維持管理負担金2億2,800万円ぐらいですか、これちょっと最近ざわざわとしたと思うんですけど、これの算出というか、これ他市の分も僕ちょっと見させてもらったんですけど、あんまり、根拠、でも1立方メートル当たり35.8円とかというのはあると思うんですけど、これは下水が葛城市は通っているから高いんですか。他市と比べたとき、今日資料忘れたので、葛城市だけ何で高いんやろう、人口割で見たらと思ったんですけども、これの根拠というかちょっと算出方法を教えていただきたいのと、ちょっとこの負担が高過ぎるといってこの前ちょっとざわざわとしたんですけど、これ見直しとかってされて、またこれ安くなったりする可能性ってあるんですかね。ちょっとその辺の情報を教えていただきたいなと思うんですけども。

増田委員長 野地課長。

野地下水道課長 下水道課の野地でございます。よろしくお願いいたします。

流域下水道の負担金ですけども、これは葛城市から排出している処理というのは、県の流域下水道センターで処理をさせていただいている分の費用負担となっております、実際使った流した分というのを計算させていただいて、お支払いをしているということですので、単価につきましては県下統一になっておりますので、その排水する量によって、他市町村との金額の差があるのかなというところです。

2点目のこの金額についてですが、現在、県内でも、ちょっと安くしてよというような協議というのは現在しているところですけども、それで下がるのか、上がるのかというのは、ちょっと今のところでは分からないんですけども、県全体を含めてその辺の協議は現在しているところでございます。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 ちょっとよろしくお願いいたします。来年の予算のとき関係すると思うんですけども、ちょっとざわざわとしている部分を情報をいろいろゲットさせていただいて、いろんな負担の額の割合とかもちょっと不公平じゃないかという話出ていると思うので、ちょっと調べておいていただいて、それで多分この金額に反映させていただいたらいいなと思っているので、ちょっとよろしくお願いいたします。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第9号を採決いたします。

本件を認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 異議なしと認めます。よって、認第9号は認定することに決定をいたしました。

以上で、本委員会に付託をされました審査が全て終了をいたしました。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば許可をいたします。

吉村議員。

(吉村議員の発言あり)

増田委員長 以上で、委員外議員からの発言を終結いたします。

皆さん長時間にわたりまして、ご審議賜ってご苦労さんでございました。皆さん方のご協力、ご理解のおかげをもちまして、ほぼ予定どおり進めることができました、ありがとうございます。数多くの委員の皆さん方の発言に対して、今後理事者側におかれましては、今後の教訓といたしますか、要望も含めまして、いろんなご意見頂戴しておりますので、しっかりとその内容につきましてご検討賜りますようお願いを申し上げます。まだまだ委員の皆様におかれましては、言い足らん部分もあったかと思えますけれども、時間の範囲内ということでご理解いただきました。今後とも決算を踏まえて、よりよい決算していただく、経営をしていただくこと切にお願いをいたしまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

これをもちまして決算特別委員会を閉会いたします。ご苦労さんでございました。

閉 会 午後5時41分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

決算特別委員会委員長

増 田 順 弘

決算特別委員会副委員長

西 川 善 浩